

令和3年1月21日

勝 山 の 環 境

勝山市 環境政策課

目 次

はじめに	1
第 1. 環境基準	2
第 2. 大気環境	3
第 3. 水質環境	8
第 4. ダイオキシン類調査	1 3
第 5. 産業廃棄物処理施設監視	1 4
第 6. 自動車交通騒音調査	1 5
第 7. 環境保全対策	1 6
第 8. 関係機関等との連携状況	1 8
第 9. 環境美化推進事業	1 9
第 1 0. 公害苦情処理状況	2 0
第 1 1. その他	2 1

はじめに

雄大な自然と豊かな遺産に恵まれた私たちのふるさと勝山市は、先人たちが四季織り成す美しい景観の中で、その自然の恩恵を受けながら大切に育んできたものである。

私たちの誇りである緑豊かな白山山系の山並みと、清らかな九頭竜川の大河を目にしたとき、平泉寺白山神社の杉巨木にたたずみ静寂に浸るとき、誰もがこの雄大な景観に心を洗われるに違いない。

そして誰もが、これらの貴重な自然と遺産がいつまでも大切に保存されなければならないと願い望むはずである。

しかしながら、これまでの私たちは、ややもするとこれらの自然と遺産に思い入れることなく、豊かさや便利さを求めて、限りある資源を大量に消費し、不要物を無責任に廃棄してきた。

そして今や、このような身近な環境汚染が積み重なった結果、地球規模となって取返しのつかない事態になろうとしている。

私たちが幼いころ水遊びをした清流や駆け回った山野にはごみが散乱し、身近なところにいた蛍やメダカなどの姿が見えなくなって、もうどれくらいの月日が経つだろうか。

私たちが今出来ることは何か。それは、すべてのものが自らの環境に対する役割と責任を自覚し、地球規模で考えながら、身近なところから環境を守る行動をおこすことである。

自らの生活環境を見直し、この豊かな自然を守り、先人が守り育んできた歴史や文化、産業などの貴重な遺産を保存するとともに、地域の更なる活性化を図り、次の世代に引継ぐことである。

(勝山市環境基本条例前文)

第 1. 環 境 基 準

1－1. 環境基準とは

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で「維持されることが望ましい基準」として、環境施策にかかる行政上の目標を定めたものです。

大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音について定められています。

様々な施策を実施していくうえで、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標にするのか定めたものが環境基準です。

この基準は、健康等を維持するための最低限度の目標ではなく、より積極的に環境の維持を図っていこうとするものです。

1－2. 環境基本法

(1) 環境基本法とは

環境基本法とは、環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもので、わが国の環境政策の基本的方向を示すものです。

(2) 環境基本法 第 16 条第 1 項

政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

(3) 環境基本法における環境基準の種別

ア. 大気汚染に係る環境基準

イ. 水質汚濁に係る環境基準

・ 公共用水域（河川等）の水質汚濁

～人の健康の保護に関する環境基準

～生活環境の保全に関する環境基準

・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

ウ. 土壌汚染に係る環境基準

エ. 騒音に係る環境基準

1－3. ダイオキシン類対策特別措置法における環境基準

(1) ダイオキシン類対策特別措置法 第 7 条

政府は、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

(2) 環境基準の種別

ダイオキシン類による・大気汚染に係る環境基準

・ 水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準

・ 土壌汚染に係る環境基準

第2．大 気 環 境

2－1．大気汚染とは

大気は本来、自然の中で循環し、その過程で浄化されますが、排気ガス等の物質が大量に排出されてしまうと自然の力では浄化できなくなり、大気汚染となって人の健康や環境に悪影響をもたらします。

(1) 大気汚染の原因

火山の噴火や山火事などの自然現象も原因となりますが、主な原因は人間の経済的、社会的活動によるものです。

- ・ 自動車の排気ガス ～酸化窒素や浮遊粒子状物質
- ・ 工場からの排出ガス～二酸化硫黄
- ・ 野焼き ～ダイオキシン類など

(2) 大気汚染の影響

- ・ 大気汚染物質が地球温暖化を始め、酸性雨や光化学スモッグなどの原因となる。
- ・ 目やのどへの刺激。呼吸器系に障害を及ぼす（重症になるとぜんそく、気管支炎を引き起こす）。

2－2．大気汚染に係る環境基準

大気汚染については、二酸化窒素、ベンゼン、ダイオキシン類等 11 項目について、下記のとおり環境基準が定められています。

(1) 大気汚染にかかる環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下 かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下 かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が、 $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下 かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
二酸化窒素 (NO_2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの範囲内 またはそれ以下であること。

* 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。

* 「1 時間値」とは、当該時間内の測定回のうち、75%以上（1 時間あたり 6 回の測定を行う測定機にあっては 5 回以上）の測定がなされた場合を有効としている。通常、測定時刻は正時から正時とし、測定値は後の方の時刻の時間値としている（例えば、1 時から 2 時まで測定した場合は、2 時の 1 時間値となる。）

* 1 日平均値は、1 日の 1 時から 24 時までの 24 時間の時間帯で、欠測を除いて得られた 1 時間値を合計した数値を、その日の測定時間数で割り算して、最小単位（0.001ppm 等）未満を四捨五入して得られる算術平均値。

* ppmとは、「parts per million」の頭文字をとったもので、100 万分の 1 の意味。
1ppm=0.0001%、10,000ppm=1%である。

* mg（ミリグラム）のm（ミリ）は1000分の1（ 1×10^{-3} ）を意味しており、 $1 \text{ mg} = 0.001 \text{ g}$ （ $1 \times 10^{-3} \text{ g}$ ）、 $1 \text{ g} = 1000 \text{ mg}$ である。

同様に μ （マイクロ）は、100万分の1（ 1×10^{-6} ）を意味しており、 $1 \mu \text{ g} = 0.001 \text{ mg}$ 、 $1000 \mu \text{ g} = 1 \text{ mg}$ となる。

（２）有害大気汚染物質（ベンゼン等）にかかる環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m^3 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が、 0.13 mg/m^3 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が、 0.2 mg/m^3 以下
ジクロロメタン	1年平均値が、 0.15 mg/m^3 以下

*「年（月）平均値」とは、年（月）にわたる1時間値の総和を測定時間で割り算した値。日平均値の平均値ではない。ただし、微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る「年（月）平均値」とは年（月）間にわたる日平均値の総和を測定日数で除した値をいう。

（３）ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が 0.6 pg-TEQ/m^3 以下

* pg（ピコグラム）とは、1兆分の1グラム（ 10^{-12} グラム。）

イメージでは、 1 pg/m^3 とは、 100 m^3 の水中に物質を1g溶かし、その水の 1 cm^3 中に溶けている物質の量。

* TEQ値について

最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1とした値を基準とした係数。

ダイオキシン類には多くの種類があり、それぞれ毒性が異なることから、ダイオキシン類の濃度については、測定により得られるダイオキシン類の各異性体の濃度値に毒性等価係数（TEF;ToxicEquivalent Factor、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性）を乗じて合計して得られる毒性等量（TEQ;Toxic Equivalent Quantity）により表したもの。

例えば、TEQ値が0.1のダイオキシン類が、 1 m^3 中に 10 pg あった場合、 1 pg-TEQ/m^3 となる。

（４）微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が、 $15 \mu \text{ g/m}^3$ 以下 かつ1日平均値が、 $35 \mu \text{ g/m}^3$ 以下

* 微小粒子状物質とは、浮遊粒子状物質のうち、粒径が $2.5 \mu \text{ m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(5) 光化学オキシダント

物質	環境上の条件
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

* 光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が紫外線により光化学反応を起こし、二次汚染物質として生成するオゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものをいう。

光化学スモッグの状態を示す指針として用いられる。

(6) 光化学オキシダントの生成防止の為に大気中炭化水素濃度の指針

物質	指針値
非メタン炭化水素 (NMHC)	午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲。

炭化水素(HC)から光化学反応速度の非常に遅いメタン(CH₄)を除いたものを非メタン炭化水素(NMHC)という。

光化学オキシダントの環境基準値である 1 時間値 0.06ppm 以下にするための指針値として「午前 6 時から 9 時までの NMHC の 3 時間平均値は 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。」としている。

単位の ppmC は、非メタン炭化水素 (NMHC) とメタン (CH₄) 及びこの両者の合計である全炭化水素 (THC) の濃度の単位として用いられる。

各種炭化水素の濃度を、炭素原子 1 つのメタン分子に換算した値で、例えば、ベンゼン 1 ppm の場合では、ベンゼンは炭素原子が 6 個あるので、6ppmC 相当となる。

2-3. 大気環境調査

勝山市では、一般環境大気の現況を把握し、今後の大気汚染防止対策に資することを目的として、毎年大気汚染測定車みどり号による大気環境調査を実施しています。

みどり号では、大気汚染物質 10 物質と気象観測項目 4 項目について測定しています。

(1) みどり号による平成 31 年度（令和元年度）の測定結果 【表 2-1】

測定場所	勝山市昭和町 1 丁目 勝山市勤労青少年体育センター駐車場
測定期間	令和元年 5 月 23 日（木）～ 6 月 24 日（月）
測定項目	二酸化硫黄(SO ₂)・浮遊粒子状物質(SPM)・微小粒子状物質(PM2.5)・一酸化窒素(NO)・二酸化窒素(NO ₂)・オキシダント(O _x)・非メタン炭化水素(NMHC)・メタン(CH ₄)・全炭化水素(THC)・一酸化炭素(CO)・風向(WD)・風速(WS)・気温(TEM)・湿度(HUM)の計 14 項目
測定方法	大気汚染測定車「みどり号」搭載の自動測定機による連続測定

概 況	1. 環境濃度 オキシダントを除いた測定項目は、環境基準を下回っていた。 (1) オキシダント（環境基準 1時間値が0.06ppm（60ppb）以下） 【表2-2、グラフ2-3】 調査開始（5月下旬）から6月上旬にかけて、ほとんどの日で環境基準を上回っていた。 5月25日には二州地域で注意報が発令されており（県内では17年ぶりの発令）、調査期間中の平均気温が平年より高くオキシダントが発生しやすい気象条件であったと考えられる。 1日平均値の時系列変化は大野局、福井局と同様の傾向を示し、平均濃度は福井局、大野局と同程度であった。 調査期間中の最高値は、0.124ppm（5月27日18時）、期間中の平均値は0.045ppm（いずれも1時間値）であった。 (2) 他の測定項目 ・SO₂、NOは、大野局、福井局と同程度であった。 ・NO₂は大野局と同程度で、福井局より低かった。20時ころに高くなる傾向（3ppb程度）を示した。 ・SPMは福井局が最も高く、調査地点、大野局の順。PM2.5は大野局が最も高く、調査地点、福井局の順であった。両項目とも17時から19時ころにやや高くなる傾向を示した。1日平均値の時系列変化は、大野局、福井局と同様の傾向を示していた。 ・NMHC、CH₄、THCは、大野局、福井局よりも低かった。1日平均値の時系列変化は、大野局、福井局と同様の傾向を示していた。 ・COは、福井局と同程度であった。 2. 風況等 調査期間中、西北西、東北東の風が多かった。 南から南西寄りの風向き時において、OX、NMHC、COの濃度が高くなる傾向を示した。
-----	--

（2）みどり号による測定結果の推移（平成17年以降）

勝山市での平成17年以降の測定結果（測定場所は、全て勝山市勤労青少年体育センター駐車場。測定時期は年度によって異なっている。）について、観測値の推移、常時監視測定局である大野局等の結果と比較した。

ア. 二酸化硫黄(SO₂) 【グラフ2-4】

1日平均値、1時間値の最高値ともに環境基準を下回っているものの、大野局と比較すると、同程度か、より高い濃度が観測されている。

イ. 一酸化炭素(CO) 【グラフ2-5】

環境基準で定められている1時間値の8時間平均値については、1時間値の最高値と比較した。

環境基準は下回っているものの、1日平均値の最高値は増加傾向にある。

また、測定期間中の1時間値の平均値は、同時期の自排福井局（福井市下六条町、自動

車排ガス測定局)の平均値と比較すると、近年の濃度差は狭まっている。

主に自動車が発生源と見られることから、朝方と夕方の濃度が高いと報告されている年が多い。

ウ. 浮遊粒子状物質 (SPM)・微小粒子状物質 (PM_{2.5}) 【グラフ 2-6、表 2-7, 2-8】

SPM、PM_{2.5}共に、環境基準は下回っている (PM_{2.5}については1日平均値による検討)。

SPMの平成22年のピークは、県下全域で黄砂が確認された影響によるものである。SPMの1時間値の最高値は微減傾向、平均値は横ばい傾向である。

PM_{2.5}については、平成26年から測定しており、SPMと同様の推移を示している。

環境基準は下回っているものの、令和元年度の測定期間中の最高値は、5月27日18時でPM_{2.5}が1時間値 34 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、SPMは 47 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を観測しており、特にPM_{2.5}については注意が必要である。

県下では、令和元年7月に環境基準を超える日が出現したが、注意喚起を実施する濃度レベルには至らなかった。最高値が出現したのは、令和元年7月29日で、三国局で 39.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、神明 36.4 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、今立 37.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、小浜 36.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自排福井 38.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を記録している。

エ. 一酸化窒素 (NO)・二酸化窒素 (NO₂) 【グラフ 2-9】

NO₂の1日平均値は環境基準を下回っており、1時間値の最高値でも環境基準値を超えることはなかった。

NO、NO₂共に濃度変化は横ばいから下降傾向にある。

大野局と比較しても同程度の濃度であった。

オ. 光化学オキシダント (O_x) 【表 2-2、グラフ 2-3】

ほとんどの年で、環境基準を超過している。1日平均値にならした場合であっても、近年は環境基準を超過する傾向にある。

福井県下でも環境基準を超過しており、勝山市の濃度は福井局や大野局と同程度で推移している。

環境基準を超過していることから、今後も注視していく必要がある。

カ. 非メタン炭化水素 (NMHC)・メタン (CH₄)・全炭化水素 (THC) 【グラフ 2-10, 2-11】

非メタン炭化水素濃度の指針値を超過した年はなく、濃度はほぼ横ばい状態で推移している。

メタン、全炭化水素の濃度についても、福井局や大野局よりも、わずかに低い濃度で横ばい状態で推移している。

第 3．水 質 環 境

3－1 水質汚濁・水質汚染とは

水質汚濁とは、人の活動によって排出される生活排水や工場排水が十分に処理されずに、河川や湖沼、海などに流れ込むことによって、水の状態が損なわれることを言います。

水の汚れを判断する代表的な指標として、河川についてはBOD（生物化学的酸素要求量）、湖沼と海域についてはCOD（化学的酸素要求量）がありますが、この値が小さいほど「きれいな水」ということになります。

（1）水質汚濁・汚染の原因

日本において、水質汚濁の主な原因は、産業排水、生活排水、気候変動の3つと言われています。

かつては、産業排水に含まれる有害物質が原因で公害病が発生するなど、産業排水が水質汚染の主な原因でしたが、規制や対策が進んだことにより、現在では台所、トイレ、洗濯及び風呂などからの生活排水がより大きな要因となっています。

また、水温上昇や渇水、豪雨といった気候変動により、湖沼でアオコが大量発生したり、水の酸素濃度低下の要因となっています。

（2）水質汚濁・汚染の影響

自浄作用による分解能力を超えた有機物が原因で、悪臭や汚濁が発生する。

水中の酸素が減少し生物が棲みにくくなり、食物連鎖が乱れ生態系が崩れる。

生活排水等により、窒素やリンが増えすぎ、植物プランクトンが異常に増殖する。

水俣病やイタイイタイ病に代表される公害病が発生する。

自然界で分解されなかった有害物質が、魚介類などの体内に蓄積し、それを食べる人間にも影響を与える等。

3－2 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する項目（以下、健康項目と略す）は、カドミウム等の有害物質 27 項目について定められ、全ての公共用水域に一律に適用されています。

生活環境の保全に関する項目（以下、生活項目と略す）は、BOD、COD 等 9 項目について、利用形態や目的などに応じて定められており、各公共用水域の類型ごとに基準値は異なります。

また、環境基準項目のほかに、現時点では直ちに健康項目とはせずに「要監視項目」に指定されている物質（クロロホルム等 26 項目）があります。

（1）人の健康の保護に関する環境基準（健康項目～27 項目）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値	項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/ℓ 以下	全シアン	検出されないこと	鉛	0.01mg/ℓ 以下	六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	総水銀	0.0005mg/ℓ以下	アルキル水銀	検出されないこと	PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下

シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下	1, 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下		

* 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンの基準値は最高値とする。

* 海域については、フッ素、ホウ素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活項目～5項目）

ア. 河川

河川については、利用目的等に応じてA A、A、B、C、D、Eの6類型に分けられ、勝山市内を流れている九頭竜川水系の河川は、勝山市内においてA類型に分類されています。

生活項目の環境基準は以下のとおりです。

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級、自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN/ 100mℓ以下
A	水道2級、水産1級、水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100mℓ以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	5,000MPN/ 100mℓ以下
C	水道3級、工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	—
D	工業用水2級、農業用水 及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以下	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ以下	—

* 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

* 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。

* 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

* 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- * 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 - 〃 3級：コイ、フナ等、 β —中腐水性水域の水産生物用
- * 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 - 〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

* 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
【水質汚濁に係る環境基準（河川）の生活環境の保全に関する生活項目5項目】

ア. BOD（生物化学的酸素要求量）

- ・ 水中の汚濁物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、数値が大きくなればなるほど、川の汚濁が進んでいるといえる。
 BOD と COD の違いは、COD が有機物と無機物、両方の要求酸素量であるのに対し、BOD は生物分解性有機物のみの酸素要求量であるという点である。また、COD は30分～2時間程度の短期間で求められるのに対し、BOD は長い時間（20度の暗所に5日間保存）を要するため、COD が BOD の代替指標として用いられることもある。

イ. DO（溶存酸素量）

- ・ 水に溶けこんでいる酸素の量をいい、この数値が小さくなればなるほど、川の汚染度は高い。
- ・ 酸素がないと魚類をはじめとする水生生物は生息できなくなり、生物の多様性が失われることになる。
- ・ 上流域の渓流では水面が波立つために酸素のとけ込む量が多く、溶存酸素量が高い。中流、下流へと、流速が低く、有機物量が増えるため、溶存酸素量は低くなる。

ウ. pH（水素イオン濃度）

- ・ 水質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値である。pH7は中性、それ以上はアルカリ性、それ以下は酸性を意味する。
- ・ アルカリ性が高いと、水酸化ナトリウム等を生成するので、最悪の場合は魚が溶ける。
- ・ 酸性が高いと、無機物を溶かし底質中の重金属が水に溶け出し、生物の育成に大きな影響を与える。（魚が死にます）。

エ. SS（浮遊物質）

- ・ 水中に浮遊している微細な固形物（粒径2mm以下）の量で、この数値が大きい程、その水の濁りが多いことを示している。
- ・ 透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらが詰って死んだりする。
- ・ 浮遊物質には、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水や工場排水などに由来する有機物が含まれる。

オ. 大腸菌群数

- ・ 大腸菌群数は、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいい、水中の大腸

菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。

水の汚濁、特に人畜の排せつ物による汚れを知る尺度として用いられる。

- * MPN/100ml 大腸菌群数の単位。MPNとは「Most Probable Number」の略で最確数という意味で、具体的には、水道1級を含む公共用水域の河川AA類型の大腸菌群数は50 MPN/100mlと定められていますが、これは試験水中100mlを培養皿で培養した場合、大腸菌のコロニーが50個できるという意味です。

イ. 地下水

地下水質の環境基準は、人の健康を保護する観点から、28項目について設定されています。
健康項目に加え

クロロエチレン（塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー）基準値0.002mg/l以下
が加わります（1,2-ジクロロエチレンは、シス体とトランス体）。

また、要監視項目として24項目が指定されています。

（3）ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1年平均値が1pg-TEQ/m ³ 以下（公共用水域、地下水）

* pg（ピコグラム）とは、1兆分の1グラム（10⁻¹²グラム。）

イメージでは、1pg/m³とは、100m³の水中に物質を1g溶かし、その水の1cm³中に溶けている物質の量。

* 基準値は最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性に換算した値。

3-3 勝山市内河川の状況

勝山市では、九頭竜川等の河川水を取水し、健康項目や生活項目について検査しています。

健康項目等について年1回1箇所、生活項目のうち4項目については年に4回、8箇所で行っています。

（1）健康項目【表3-1】

令和元年度は、9月6日に九頭竜川河川水（下荒井用水取入口）において採水し検査を実施しました。

健康項目27項目については全て基準値以下でした。

（2）生活項目【表3-2】

生活項目の検査のための採水場所は、九頭竜川上流から順に

- ・赤根橋（赤根川）
- ・土布子橋（赤根川と真名川の合流地点）
- ・下荒井用水取入口（真名川と九頭竜川の合流地点。左岸。大野市との境界付近）
- ・大渡用水取入口（真名川と九頭竜川の合流地点。九頭竜川右岸。大野市との境界付近）
- ・勝山橋（勝山市内の中間地点）
- ・浄化センター裏（浄土寺川。九頭竜川との合流点付近）
- ・新保橋（滝波川。九頭竜川との合流点付近）
- ・市荒川大橋（永平寺町との境界付近）

の8箇所です。

全ての測定箇所において、pH、BOD、SS、DOは環境基準を達成していますが、大腸菌群は環境基準を上回っています。

勝山市内における九頭竜川上流部と下流部の数値を比較しても目立った変化は認められません。

大腸菌群は春から秋にかけて多く、冬季は低い測定値を示しています。

大腸菌自身は普通、病原性はなく、大腸菌群が検出されたからといって直ちにその水が危険であるとはいえません。

しかし、大腸菌群が検出されたということは、その水が、し尿による汚染を受けた可能性があり、赤痢菌やサルモネラ菌などの病原性細菌によって汚染されている可能性があることを示すものです（大腸菌の検出は、人、家畜、野生動物などによって汚染されていることを示している）。

大腸菌群は動物の糞便由来のもの以外にも土壌、植物など自然界に由来するものも多くあります。

大腸菌群数は、それ自体が人の健康を阻害するものとして扱われるわけではないため、生活環境項目に位置付けられているのです。

3-4 勝山市内地下水の状況

(1) 定点測定【表3-3】

遅羽町下荒井地区2か所（1か所は定点、1か所は地区内の別の井戸水）、野向町薬師神谷地区1か所の3か所において井戸水を採取し水質検査をしています。

飲料水としてもつかわれていることから、水道水質基準51項目のうち、40項目について検査しています。

検査結果は、全て水道水質基準値以下でした。（大腸菌は陰性。環境基準項目でもあるカドミウム、水銀、鉛、ヒ素、六価クロム等も基準値以下です。）

下荒井地区の定点観測場所において、マンガン及びその化合物が基準値を超える年があり、飲料水としては使用しないよう指導しています。

測定地点	採水日	結果
遅羽町下荒井地区（2か所）	R1.9.2	全て環境基準値以下（水道水質検査） * 検査結果は【表3-3】参照
野向町薬師神谷地区		

これらの他に例年、下荒井地区の5地点において、年4回井戸水の大腸菌検査を実施しています。

令和元年度は（6/26、9/10、11/5、R2/3/2）に採水し、検査結果はいずれも陰性でした。

(2) 県における地下水質調査【表3-4】

令和元年度、県では勝山市本町1丁目地区1か所で井戸水を採取し水質検査をしています。

県による調査では、環境基準項目に加え、要監視項目についても検査しています。

いずれの項目も基準値以下でした。

測定地点	採水日	結果
本町1丁目	R1.5.13	全て環境基準値以下 （環境基準27項目、要監視項目24項目） * 検査結果は【表3-4】参照

第4. ダイオキシン類調査

4-1 ダイオキシン類とは

ダイオキシン類は、環境中に広く存在しており、その量は非常に微量です。微量でも強い毒性を持つと考えられています。

ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルという3種類物質群の総称で、ベンゼン環に塩素が結合した構造をしています。

ダイオキシンは、無色無臭の固体で、ほとんど水には溶けませんが、脂肪などには溶けやすいという性質を持っています。

また、ダイオキシンは他の化学物質や酸、アルカリとは容易に反応しない安定した性質をもっていますが、太陽からの紫外線で徐々に分解されることがわかっています。

わが国全体では、ダイオキシンは1年間に約5,140~5,300 gが環境中に排出されていると試算（環境庁試算）されており、日本人の一般的な生活環境で取り込まれるダイオキシンの量は、1日に体重1 kg当たり0.52~3.53 pgと推定されています。

体内に取り込まれるダイオキシン類は、その約9割を食事から摂取していると言われてい

(1) ダイオキシン類の発生の原因

ダイオキシン類は、廃棄物の焼却、塩素によるパルプなどの漂白、または農薬などの化学物質を製造する際の副生成物として非意図的に生成することが知られています。

主に物が燃焼するときに生成しています。

生成したダイオキシン類は、大気中に放出され、野山、田畑等に拡散し、土壌や湖沼、海の底泥等に蓄積し、長期間残留します。

この蓄積されたダイオキシン類が、食物連鎖を通して高次消費者の体内に濃縮され、魚介類や農作物を摂食することで、体内に取り込まれます。

ダイオキシンは脂肪に溶けやすいので、脂肪分の多い魚、肉、乳製品、卵などに含まれやすくなっています。

(2) ダイオキシン類が与える影響

ダイオキシンがひとたび体に入ると、その大部分は脂肪に蓄積されて体にとどまります。ごくわずかな量が、分解されたりして体の外に排出されますが、その速度は非常に遅く、年をとればとるほど毒性が蓄積し体内に悪影響を与える可能性があります。

また、脂溶性であるため動物実験では、発がん性、生殖毒性、免疫毒性、神経毒性などが報告されています

4-2 ダイオキシン類調査結果

北谷町谷地籍にある(有)吉本重建の産業廃棄物安定型最終処分場からの放流水についてダイオキ

シン類の測定を実施しています。

結果は下記のとおり、基準値以下でした。

勝山市による測定結果

種別	採水日	場所	結果	参考
放流水	R1. 8. 21	北谷町谷区 (有)吉本重建	0.019pg-TEQ/ℓ	環境基準 1pg-TEQ/ℓ 最終処分場の維持管理基準 10pg-TEQ/ℓ

第5. 産業廃棄物処理施設監視

5-1. 監視施設

(1) 鹿谷町保田地籍の産業廃棄物中間処理（焼却）施設 【(株)ミズシマ】

平成19年10月末に親会社の水島運輸(株)が自己破産したことに伴い、運転資金繰りに行き詰まり経営状況が悪化、平成20年6月には休業状態に陥り、県に対し同年7月「休業届」を提出し、現在は休止中となっています。

令和元年度は、月に1回巡回し確認していますが、特異な変化は認められませんでした。

(2) 北谷町谷地籍の産業廃棄物安定型最終処分場（埋立型） 【(有)吉本重建】

平成14年から平成17年まで搬入していたが、以降の搬入はありません。

令和元年度は、月に1回巡回し確認していますが、特異な変化は認められませんでした。

業者において、年間を通して、浸透水、地下水（2か所）の水質検査を実施しており、採水の際には市の職員が立会いしています。

(有)吉本重建による測定結果【表5-1、5-2】

測定年月日	測定項目	結果
令和元年6月19日 令和元年11月14日	地下水(上流部)(地下水質基準)	全て基準値以内
	地下水(下流部)(地下水質基準)	全て基準値以内
	浸透水(健康(有害)及び生活環境)	全て基準値以内
* 勝山市との公害防止協定日 平成10年8月3日		

第6. 自動車交通騒音調査

目 的	騒音防止法に基づき、勝山市内の幹線道路を担う道路に面する地域の自動車交通騒音の状況を監視することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。					
日 時	令和元年 8 月 3 0 日～令和元年 1 1 月 2 9 日					
調査方法	2 4 時間連続での測定					
調査場所	※ 5 年のうち 3 年、3 箇所を順次測定（1 か所では 5 年ごとに測定）					
測 定 結 果	測定年度及び測定場所等		道路端騒音レベル		残留騒音レベル	
			昼間	夜間	昼間	夜間
	一般県道 滝波長山線 （郡町 3 丁目 生涯学習センター）	R1 年度	6 4	5 4	4 0	3 7
		H26 年度 （前回測定）	6 6	5 8		
	環境基準		7 0	6 5	* 単位：dB	
	要請限度		7 5	7 0		

* 1 道路端騒音レベル
2 4 時間連続で、1 0 分毎の等価騒音レベル（騒音の平均値）を測定し、時間で積算し、平均値を出した数値。

* 2 残留騒音レベル
道路端騒音レベルで、自動車等通行のない時の騒音数値。

* 3 昼間＝6：0 0～2 2：0 0 夜間＝2 2：0 0～6：0 0

* 4 要請限度値
騒音規制法第 17 条の規程により、「知事が、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が損なわれていると認めるときに、公安委員会に対し道路交通法の規程による措置をとるべきことを要請することができ、また、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる基準」

* 5 環境基準値
環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準

* 6 d b（デシベル）
騒音の大きさを表す単位で、1 0 デシベル大きくなると人の耳では音の大きさが 2 倍になったと感じる。

第 7 . 環 境 保 全 対 策

7－1 生ごみ処理機等の購入補助事業

生ごみ処理機及び生ごみ処理堆肥化容器の購入時、購入費の一部を助成。

（平成 21～30 年度・計 53 件）

平成 29 年度実績 2 件 （生ごみ処理堆肥化容器 2 件）

平成 30 年度実績 2 件 （生ごみ処理堆肥化容器 2 件）

令和元年度 実績 1 件 （生ごみ処理堆肥化容器）

7－2 ごみの減量・リサイクルの推進へ向けた取組み

（1）古紙回収

- ・ 大野市と連携して、事業所から排出される「シュレッター紙くず」のリサイクル化を図るため、事業所に対し燃やせるごみでなく資源ごみとして排出するよう協力依頼を行いシュレッター紙くずのリサイクルに取り組んでいます。
- ・ 「燃やせるごみ」の約 5 割は紙類であることから、資源ごみとして分別して排出するよう「ごみの減量・資源化」をチラシ配布や広報に掲載して啓発しています。
- ・ 各地区・団体（学校、子供会）での古紙（新聞紙、雑誌等）類の集団回収に対して補助金を交付しています。
- ・ 各地区老人会等の会合へ出向き、「ゴミの減量・資源化」を呼掛け啓発活動を行いました。

（2）携帯電話機などの回収

デジタルカメラや携帯電話、スマートフォン等の小型家電には、希少金属が使用されており、使用しなくなり家庭に眠っているこれら小型家電は都市鉱山と呼ばれています。

勝山市では、都市鉱山を活用したリサイクルを推進するため、環境政策課の窓口に専用回収ボックスを設置しています。

7-3 勝山市のごみ排出量等

(1) ごみ排出量の推移

区 分	可燃ごみ (t)		不燃ごみ (t)		資源ごみ (t)			計 (t)
		-人-日当(g)		-人-日当(g)		集団 回収分(t)	-人-日当(g)	
26年度	6,668	727	260	28	342	1,547	206	8,817
27年度	6,743	746	268	30	359	1,082	159	8,452
28年度	6,614	744	274	31	342	1,099	162	8,329
29年度	6,555	749	297	34	353	1,081	164	8,286
30年度	6,710	780	313	36	368	1,072	167	8,463
R1年度	6,729	793	312	37	360	948	154	8,349

(2) ごみのリサイクル率

区 分	ごみ総量 (t)	リサイクル量 (t)			資源化率 (%)
		資源化量	集団回収分	計	
26年度	8,817	1,003	1,547	2,550	28.9
27年度	8,452	1,019	1,082	2,101	24.9
28年度	8,329	1,001	1,099	2,100	25.2
29年度	8,286	1,001	1,081	2,082	25.1
30年度	8,463	1,079	1,072	2,151	25.4
R1年度	8,349	999	948	1,947	23.3

(3) 資源化物内訳

単位：t

	アルミ 缶	スチール 缶	ビン 類	金属 類	古 紙 類	発泡 スチロール	ペット ボトル	廃プラ 類	その他	計
26年度	33	40	105	484	245	—	31	—	65	1,003
27年度	32	32	104	484	279	—	33	—	55	1,019
28年度	32	30	95	499	249	—	31	—	65	1,001
29年度	29	25	94	505	252	—	29	—	67	1,001
30年度	30	24	99	568	269	—	31	—	58	1,079
R1年度	28	22	80	561	263	—	31	—	14	999

* 令和2年度版「勝山市のすがた」より抜粋

第8. 関係機関等との連携状況

～令和元年度（平成31年度）実績～

8-1 福井県奥越ブロック廃棄物不法処理防止連絡協議会（勝山市・大野市）

会員機関	奥越健康福祉センター（事務局）、勝山市、大野市、奥越土木事務所、奥越農林総合事務所、勝山警察署、大野警察署、九頭竜森林組合、（一社）福井県産業廃棄物協会、勝山市消防署、大野市消防署、勝山市漁業協同組合、大野市漁業協同組合、奥越漁業協同組合
パトロール活動	・各会員の通常業務を通して不法投棄重点監視箇所等を巡回 ・令和元年7月1日（月）、12月5日（木） 合同パトロールを実施
不法投棄物撤去活動	令和元年11月22日（金）北谷町谷地籍において、建築廃材や消火器などの不法投棄物品を撤去した。総会終了は、1.79t。
啓発活動	・不法投棄防止や河川美化等を広報誌やホームページに掲載。 ・令和元年7月1日（月）市内量販店にてチラシ等を配布。 ・令和元年12月13日～12月20日 市内量販店にて、不法投棄等防止パネル展を開催。

8-2 奥越健康福祉センター

パトロール活動	月1回実施（産業廃棄物処理施設立入および不法投棄防止合同パトロール。重点箇所を中心に巡回）
公害苦情処理活動	不法投棄、水質事故、野焼き等に対する苦情対処
啓発活動	不法投棄防止、河川美化等の啓発広報チラシを街頭配布
環境美化活動等への協力	中学校や市民団体等が実施する清掃奉仕美化活動等への参加、支援

8-3 福井県、石川県、白山市との合同越境監視パトロール

関係機関	福井県循環社会推進課・奥越健康福祉センター、勝山市 石川県廃棄物対策課・石川県中央産業廃棄物監視機動班、白山市
合同越境パトロール	令和元年10月8日（火）実施 国道157号県境周辺重点監視ポイントの不法投棄状況の確認と撤去

8-4 勝山警察署

取締・指導・警告	廃棄物不法投棄事案や野焼き事案等に対して、連携した対応を実施している。令和元年度は、指導、警告のみであった。
----------	--

8-5 各種団体

奥越土木事務所	各種団体が実施する地域清掃奉仕美化活動等への参加や、その後収集された廃棄物に対する廃棄清掃支援を共同実施。 （クリーンアップ九頭竜川事業、各種団体、各中学校清掃奉仕等）
---------	---

第9. 環 境 美 化 推 進 事 業

～令和元年度（平成31年度）中の主な活動～

9-1 環境月間・不法投棄防止月間

環境月間（6月）	・全市一斉清掃～6月2日（日）実施 ・毎週水曜日、市施設においてライトダウンの実施
クリーンアップふくい 強調月間（9月）	・クリーンアップかつやまの実施 ・各団体への清掃支援活動実施
不法投棄防止月間 （11月～12月）	・合同パトロール ・不法投棄物の合同撤去活動 ・広報かつやま、ホームページにおいて不法投棄防止の啓発。

9-2 環境美化啓発活動

啓発活動	・不法投棄等防止パネル展の開催。 ・不法投棄防止や河川美化についてのチラシ配布。
広報かつやま ホームページ	ごみカレンダー クリーンアップふくい関係情報 不法投棄防止、屋外焼却防止 清掃奉仕活動（一斉清掃、河川清掃） 省エネ、ごみ減量化運動の紹介 クリーンアップ九頭竜川の開催広報 環境フォーラムの紹介

9-3 環境美化活動

地区・市民団体等 主体	・北部中学校～九頭竜川地域美化活動 ・中部中学校生徒会～浄土寺川及び地域清掃美化活動 ・南部中学校生徒会～淀川及び地域清掃美化活動 ・市内各地区一斉清掃美化活動
市主体	・5月19日 「クリーンアップ九頭竜川」の実施 ・クリーンアップかつやまの実施 毎月第1週の昼休み時間を利用して、市役所職員が地域のゴミ拾い、草刈等清掃ボランティア活動を実施 ・清掃支援活動 年間約50団体への清掃支援 自治会等が実施した地域の清掃美化活動における撤去したごみの回収支援

第 10. 公害苦情処理状況

～令和元年度（平成 31 年度）中～

10-1. 公害苦情集計結果

期 間		平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで				
申立総件数		11 件		措置件数		終結 10 件 継続 1 件
内 訳	種 別	件数	内 容	種 別	件数	内 容
	大気汚染	4 件	野外焼却 4 件	粉塵汚染	0 件	
	水質汚濁	4 件	過失による油漏れ 4 件	悪 臭	1 件	伐採した雑木からの 悪臭
	不法投棄	2 件	産業廃棄物 2 件	地盤沈下 その他	0 件	
※ 例外規定に該当もしくは抵触する野焼きや、軽微な事案を除く						

10-2. 公害苦情の件数とその内訳

(1) 公害苦情件数

受理件数 11 件

(2) 内訳

ア. 大気汚染 4 件

- ・ 伐採した庭木などをドラム缶で焼却。（警察と現場確認。警告。）
- ・ 家庭ごみをドラム缶で焼却。（警察と現場確認。警告。）
- ・ 解体した建物の廃材をドラム缶で焼却。（警察と現場確認。警告。）
- ・ 倒壊した小屋の廃材をドラム缶で焼却。（警察と現場確認。警告。）

イ. 水質汚濁 4 件

- ・ 廃オイルの入った一斗缶を誤って倒したことによる油漏れ。（行政指導）
- ・ 自動車が通った際、グレーチングが跳ね上がり燃料タンクが損傷し、軽油が漏れたもの。
- ・ 草刈り機で除草中、重油が流れているパイプを損傷し、重油が漏れたもの。（行政指導）
- ・ 廃油を入れたドラム缶の底部が腐食し、廃油が漏れたもの。（警察と現場確認。警告。）

ウ. 不法投棄 2 件

- ・ 私有地に塩ビパイプ、マルチシート等が投棄されたもの。
- ・ 解体した建物の廃材を、その敷地内に長期間放置しているもの。（継続指導）

エ. 悪臭 1 件

- ・ 伐採した雑木から異臭がしたもの。（行政指導。）

第 11. その他

持続可能な開発目標（^{エス・ディー・ジーズ}SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

（外務省ホームページより）

第5次環境基本計画とSDGs

2018年4月に閣議決定された第5次環境基本計画では、SDGsとパリ協定が採択された2015年を「転換点」として捉えており、SDGsの考え方も活用して複数の課題を統合的に解決することが重要であるとしています。

そして、目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考える「バックカスティング」の重要性を紹介するとともに、SDGsの実現は、地域の課題解決にも直結すると述べています。

さらに、多様な主体によるパートナーシップが、SDGsの基本的な考え方であることを示し、その充実・強化が必要不可欠であるとしています。（環境省ホームページより）

SDGs 17のゴール

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 2. 飢餓をゼロに | 11. 住み続けられるまちづくりを |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 12. つくる責任 つかう責任 |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 15. 陸の豊かさを守ろう |
| 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 8. 働きがいも経済成長も | 17. パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

【表2-1】

調査結果の概要

調査地点：勝山市 昭和町1丁目（勝山市勤労青少年体育センター 駐車場）

調査期間：令和元年5月23日～令和元年6月24日

気 象	風向 WD	最多風向 WNW	次多風向 ENE	0.2m/s以下(CALM)は除く。			調査期間中の天候	出典: 福井県の気象概況[福井地方気象台]												
	風速 WS	日平均値 0.7 m/s ~	1時間値 2.5 m/s	最低 0.0 m/s	平均値 4.4 m/s	最高 1.3 m/s	(5月下旬、6月上旬・中旬の概況)													
	温度 TEM	日平均値 17.0 °C ~	1時間値 25.9 °C	最低 8.1 °C	平均値 34.7 °C	最高 20.9 °C	高気圧に覆われて晴れた日もありましたが、低気圧や前線の影響で雨や曇りの日もありました。平均気温は、5月下旬から6月上旬にかけて三国、美浜等で平年よりかなり高く、その他の地点でも平年より高くなり、6月中旬には平年並みか平年より低くなりました。降水量は、平年より多く、勝山では6月上旬は平年よりかなり多くなりました。日照時間は、5月下旬はすべての地点で平年よりかなり多く、5月中旬以降は平年並となりましたが、勝山では6月中旬は平年より多くなりました。													
	湿度 HUM	日平均値 42 % ~	1時間値 93 %	最低 11 %	平均値 98 %	最高 69 %														
	1 時 間 値 最低値	最高値	日平均値 (20時間/日未満除く。)		期間平均値	特 記 事 項														
二酸化硫黄 SO2 (ppm)	0.000	0.004	0.000 ~ 0.002		0.000	調査地点における平均濃度は、大野局、福井局と同程度であった。 (大野局 0.000ppm、福井局 0.001ppm) 日内変動では、朝から夜の初め頃にかけてわずかに高くなる傾向を示した。														
浮遊粒子状物質 SPM (mg/m3)	0.000	0.047	0.004 ~ 0.034		0.016	調査地点における平均濃度は、大野局と福井局との中間程度であった。 (大野局 0.013mg/m3、福井局 0.023mg/m3) 日内変動では、夕方から夜の初め頃にかけてやや高くなる傾向を示した。														
微小粒子状物質 PM2.5 (μg/m3)	-1	34	1.2 ~ 25.3		11.4	調査地点における平均濃度は、大野局、福井局よりも低めであった。 (大野局 14.1μg/m3、福井局 12.3μg/m3) 日内変動では、夕方から夜の初め頃にかけてやや高くなる傾向を示した。														
一酸化窒素 NO (ppm)	0.000	0.003	0.000 ~ 0.000		0.000	調査地点における平均濃度は、大野局、福井局と同程度であった。 (大野局 0.000ppm、福井局 0.000ppm) 日内変動では、朝から昼過ぎにかけて、わずかに高くなる傾向を示した。														
二酸化窒素 NO2 (ppm)	0.000	0.007	0.000 ~ 0.003		0.002	調査地点における平均濃度は、大野局と同程度で、福井局よりも低かった。 (大野局 0.002ppm、福井局 0.004ppm) 日内変動では、夕方から夜中にかけて高くなる傾向を示した。														
オキシダント Ox (ppm)	0.004	0.124	0.022 ~ 0.076		0.045	調査地点における平均濃度は大野局、福井局と同程度、日最大値は大野局と同程度で、福井局よりも高かった。 (大野局 平均0.046・最大0.121、福井局 平均0.046・最大0.106ppm) 日内変動では、日中に高くなる傾向を示した。														
非メタン炭化水素 NMHC (ppmC)	0.00	0.57	0.03 ~ 0.14		0.06	調査地点における平均濃度は、NMHC、CH4、THCともに大野局、福井局よりわずかに低かった。														
メタン CH4 (ppmC)	1.51	2.10	1.87 ~ 2.01		1.94	1時間値の平均値 (単位ppmC) <table><tr><td></td><td>NMHC</td><td>CH4</td><td>THC</td></tr><tr><td>大野局</td><td>0.07</td><td>2.00</td><td>2.07</td></tr><tr><td>福井局</td><td>0.09</td><td>1.98</td><td>2.07</td></tr></table>				NMHC	CH4	THC	大野局	0.07	2.00	2.07	福井局	0.09	1.98	2.07
	NMHC	CH4	THC																	
大野局	0.07	2.00	2.07																	
福井局	0.09	1.98	2.07																	
全炭化水素 THC (ppmC)	1.54	2.47	1.90 ~ 2.08		2.00	日内変動では、NMHC、CH4、THCともに、一日を通して大きな変化はなかった。														
一酸化炭素 CO (ppm)	0.1	0.7	0.1 ~ 0.5		0.2	調査地点における平均濃度は、自排福井局と同程度であった。 (自排福井局 0.3ppm) 日内変動では、一日を通して変化はなかった。														

【表2-2】

項目別期間報

測定項目: オキシダント(Ox)

測定期間: 令和元年5月23日～令和元年6月24日

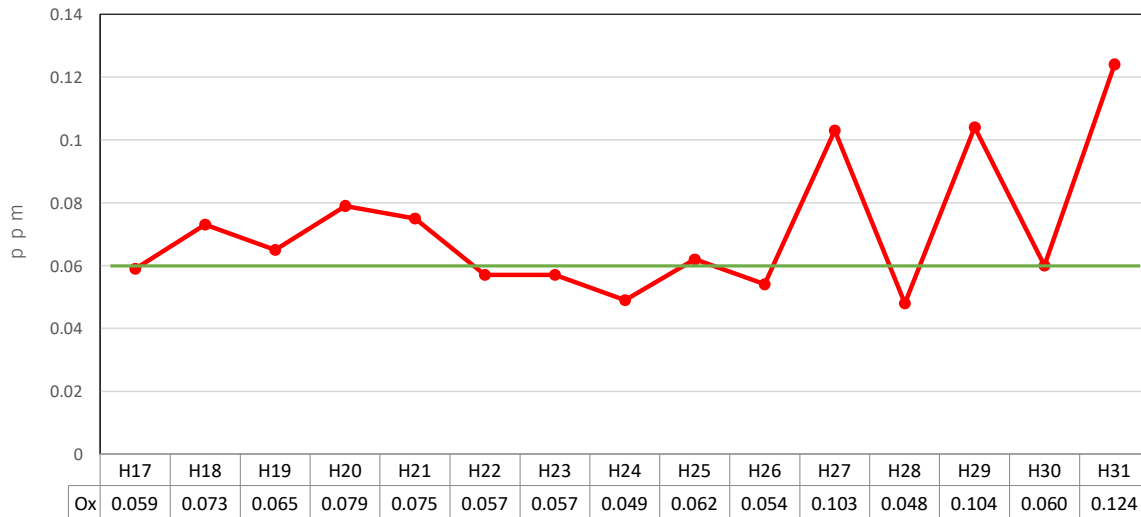
測定局: みどり号

測定場所： 勝山市

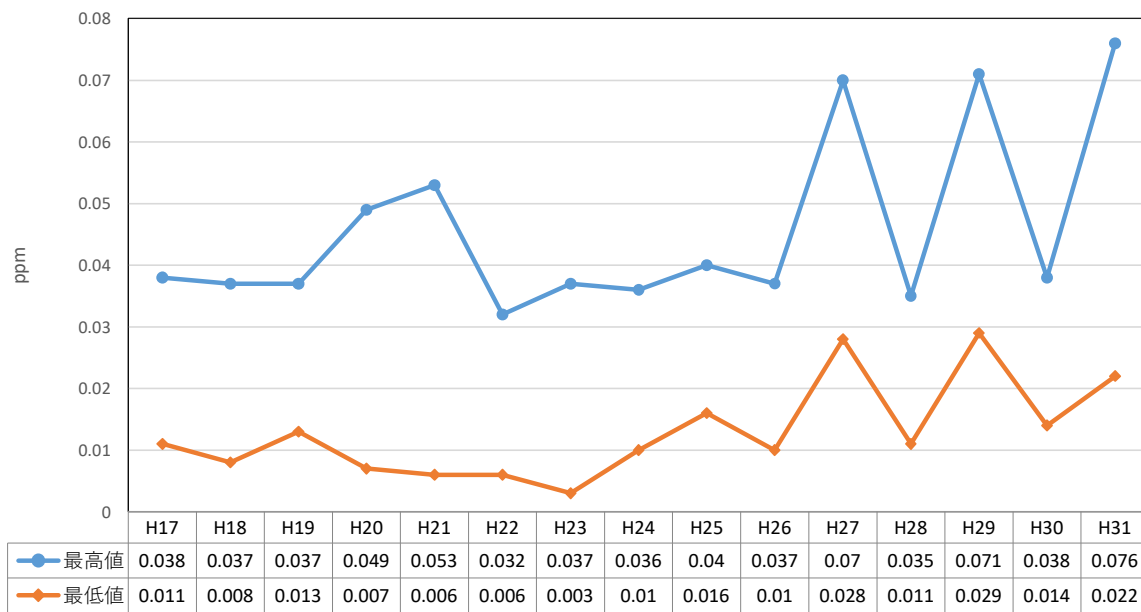
单位:ppb

測定期間:		令和元年5月23日～令和元年6月24日								測定場所: 勝山町																		
	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	平均	最高	最低	
2019/05/23													66	72	80	84	94	91	80	65	60	57	55	57		94	55	
2019/5/24	56		57	52	51	51	53	60	71	92	96	91	88	83	73	74	90	104	103	78	70	64	62	62	73	104	51	
2019/5/25	59	59	57	54	52	52	47	56	58	62	72	84	81	89	95	94	95	94	93	73	66	64	61	60	70	95	47	
2019/5/26	59	59	60	58	59	57	51	66	74	83	87	97	96	100	103	104	101	91	86	75	68	64	64	62	76	104	51	
2019/5/27	60	58	56	54	54	50	48	62	69	76	83	85	81	80	83	92	108	124	104	93	78	79	78	71	76	124	48	
2019/5/28	66	67	62	58	54	46	43	41	37	34	36	40	43	42	46	44	42	35	38	49	48	48	48	49	47	67	34	
2019/5/29	45	44	38	35	34	32	33	39	41	43	48	53	55	56	55	53	53	53	50	37	34	32	30	29	43	56	29	
2019/5/30	28	24	25	24	24	21	25	29	31	35	41	49	50	51	53	58	68	72	57	49	53	65	60	57	44	72	21	
2019/5/31	56		57	56	54	53	47	51	50	53	55	59	58	52	56	63	60	60	49	40	46	28	25	23	50	63	23	
2019/6/1	25	20	18	16	13	14	22	31	37	58	63	63	61	64	67	68	66	64	52	46	40	37	35	35	42	68	13	
2019/6/2	33	31	28	30	27	25	27	34	36	38	40	41	46	63	65	62	63	63	58	47	42	39	37	35	42	65	25	
2019/6/3	36	36	36	32	29	27	31	42	48	54	58	56	59	63	59	60	58	58	55	45	36	34	32	29	45	63	27	
2019/6/4	30	30	27	25	24	24	25	36	47	52	62	58	55	56	65	69	69	68	62	61	59	55	47	45	48	69	24	
2019/6/5	41	40	37	36	33	30	29	36	44	51	52	53	54	56	58	57	57	57	55	53	44	64	62	61	48	64	29	
2019/6/6	64	66	67	62	47	48	55	66	68	66	66	70	70	65	62	59	57	56	54	41	33	30	29	30	55	70	29	
2019/6/7	31		28	31	31	32	29	31	49	60	63	66	52	51	42	35	32	27	28	21	20	16	16	16	35	66	16	
2019/6/8	17	17	32	44	51	52	50	55	53	51	47	45	49	50	48	46	44	43	42	40	38	39	39	39	43	55	17	
2019/6/9	36	35	34	30	25	20	23	24	29	35	36	36	33	33	32	36	34	36	30	19	13	10	8	28	36	8		
2019/6/10	8	5	4	4	7	7	11	11	10	18	21	24	27	28	30	34	32	32	31	38	41	36	34	29	22	41	4	
2019/6/11	26	18	17	16	15	13	16	29	41	43	47	47	52	48	45	43	40	39	39	39	34	29	23	20	32	52	13	
2019/6/12	16	15	14	12	11	11	14	21	32	36	41	41	42	43	42	41	38	37	30	17	15	14	11	9	25	43	9	
2019/6/13	7	6	6	6	6	5	9	20	30	39	44	43	45	48	47	46	48	49	46	31	27	59	48	38	31	59	5	
2019/6/14	38		32	30	31	31	28	40	47	48	47	49	51	59	62	61	58	54	53	52	52	53	54	57	47	62	28	
2019/6/15	58	60	60	52	42	39	38	35	36	35	37	38	40	39	41	29	37	37	36	33	30	42	42	42	41	60	29	
2019/6/16	41	45	47	45	48	50	52	50	49	48	49	48	41	38	39	39	38	36	35	35	34	34	38	38	42	52	34	
2019/6/17	37	36	35	33	31	28	27	30	35	39	41	41	41	39	38	39	39	38	36	30	20	13	9	7	32	41	7	
2019/6/18	6	6	6	5	6	6	12	23	29	31	48	54	54	58	62	63	63	62	53	38	32	28	28	27	33	63	5	
2019/6/19	30	30	28	27	25	24	25	35	37	43	52	56	59	61	61	70	71	66	61	53	40	32	28	23	43	71	23	
2019/6/20	20	16	17	15	16	15	24	34	45	49	63	73	76	73	72	69	64	61	61	56	46	34	29	30	44	76	15	
2019/6/21	29		24	27	28	25	27	30	36	43	61	70	71	72	71	72	78	81	77	73	69	56	43	38	52	81	24	
2019/6/22	36	36	32	28	25	22	19	25	33	33	30	31	32	40	55	59	57	57	57	57	56	56	55	51	41	59	19	
2019/6/23	53	52	50	40	31	24	24	41	46	50	47	49	52	50	48	49	48	49	48	48	46	44	41	39	45	53	24	
2019/6/24	33	28	26	23	16	12	13	32	39																	39	12	
平均	37	35	35	33	31	30	31	38	43	48	53	55	56	57	58	58	60	59	55	48	44	42	40	38	45			
最高	66	67	67	62	59	57	55	66	74	92	96	97	96	100	103	104	108	124	104	93	78	79	78	71	76	124		
最低	6	5	4	4	6	5	9	11	10	18	21	24	27	28	30	29	32	27	28	17	15	13	9	7	22		4	
期間平均	45 ppb																											

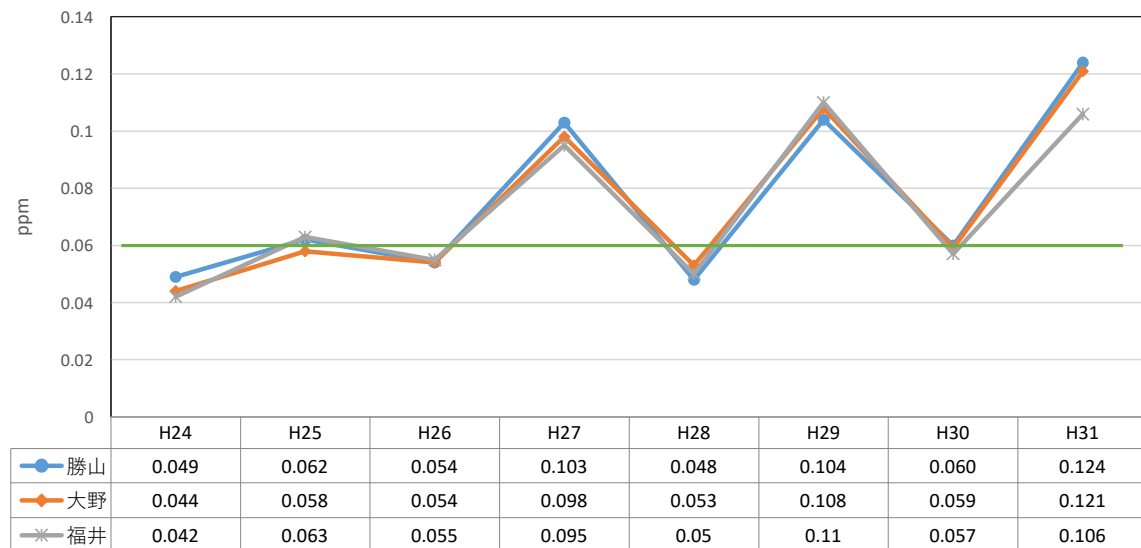
Oxの1時間値の最高値（環境基準 1時間値が0.06ppm以下）

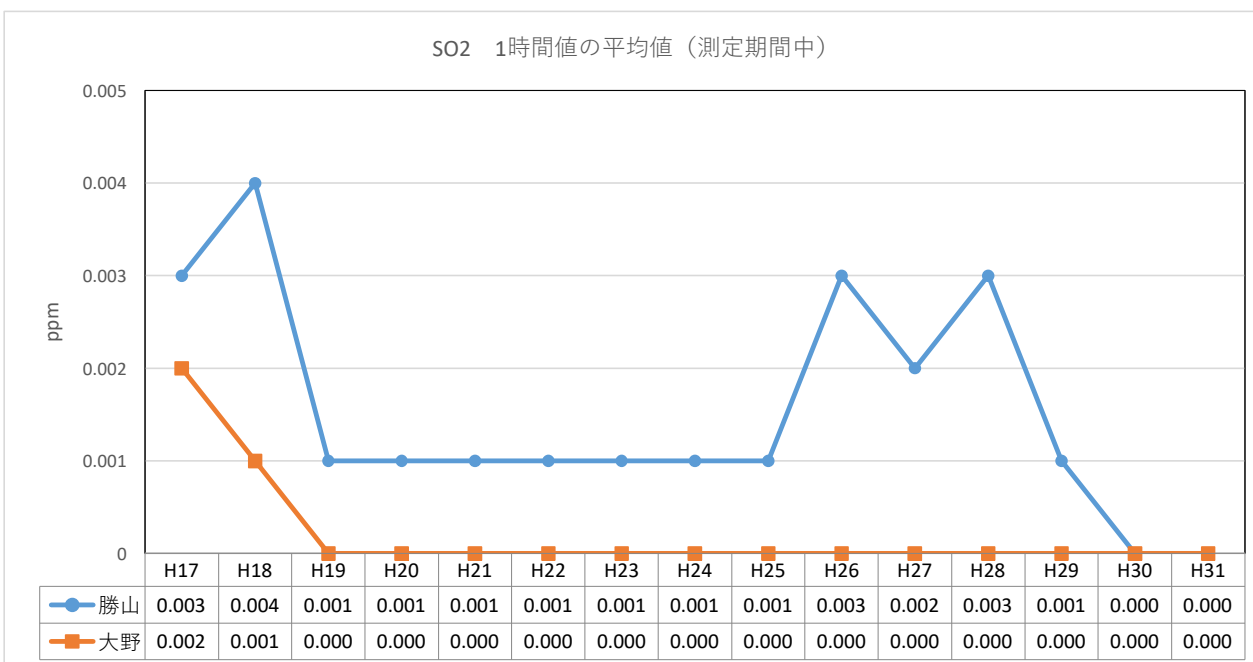
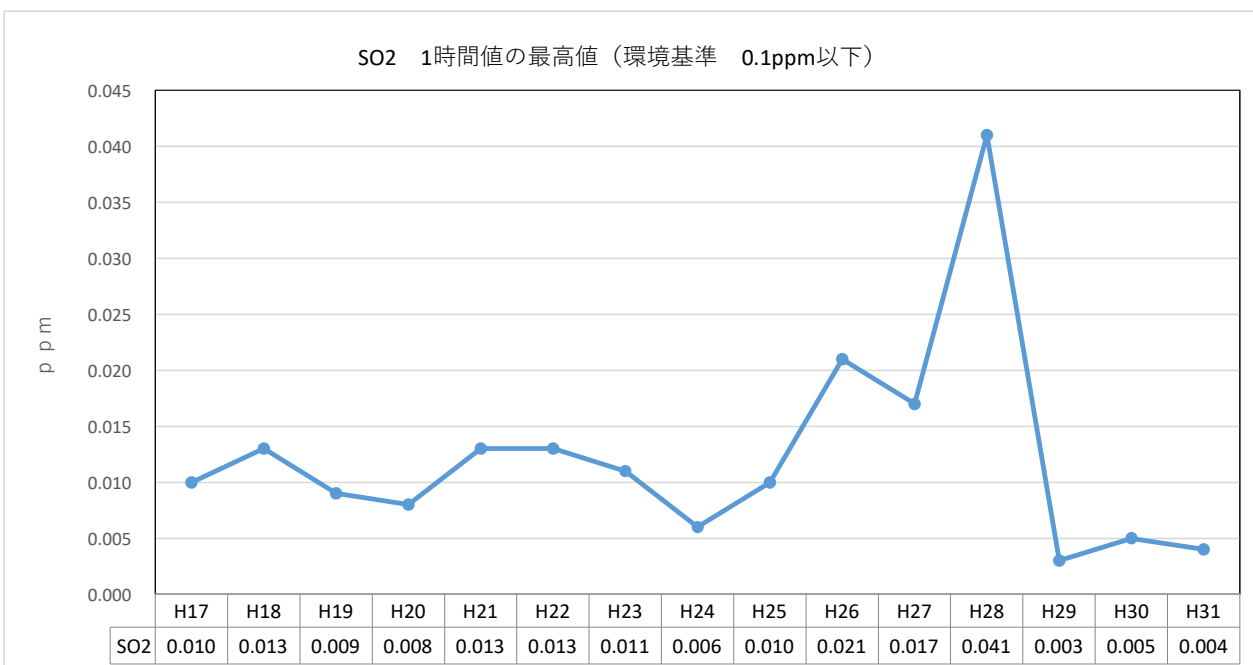


Ox 1日平均値（測定期間中）

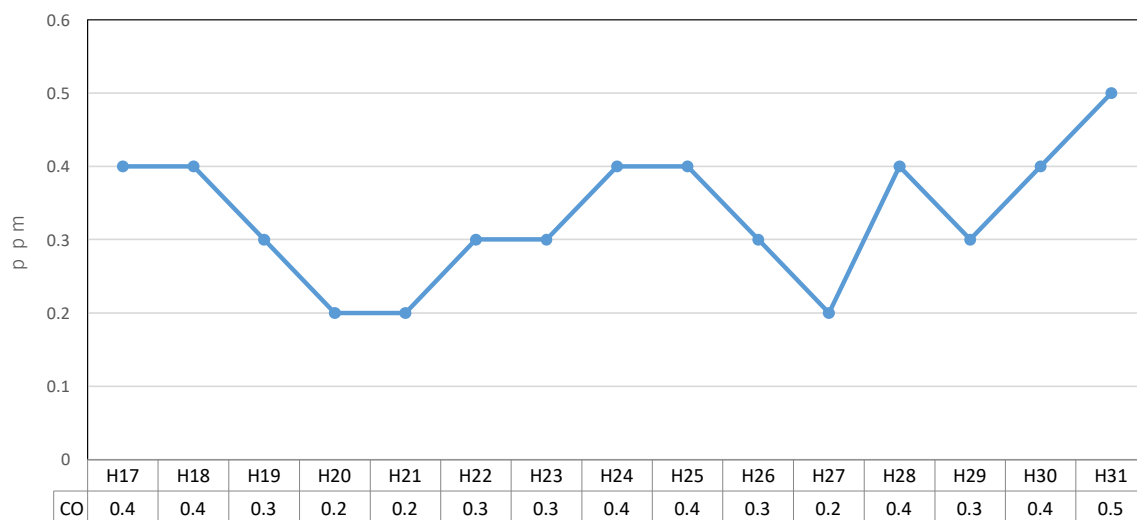


Ox 1時間値の最高値（測定期間中）

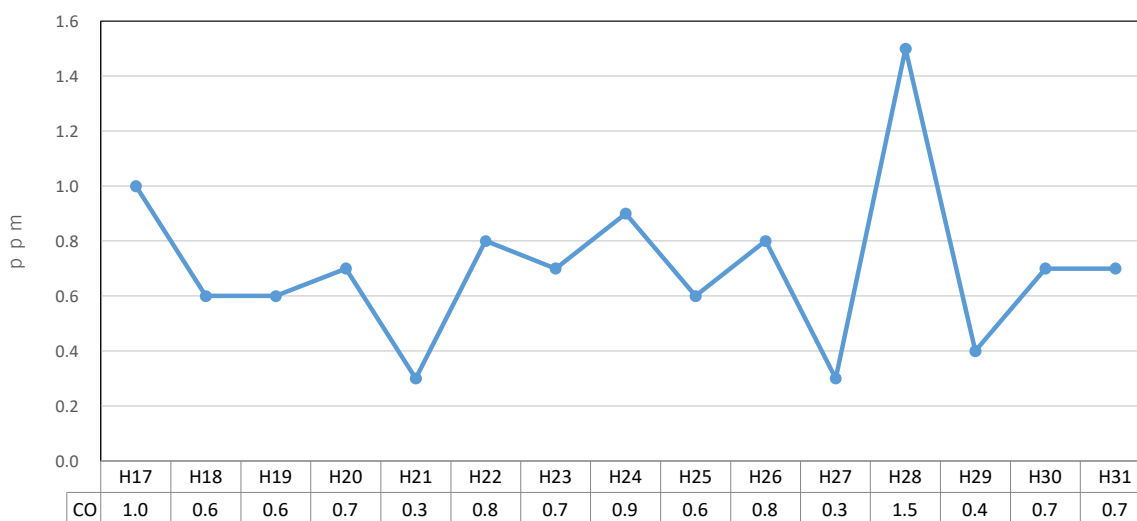




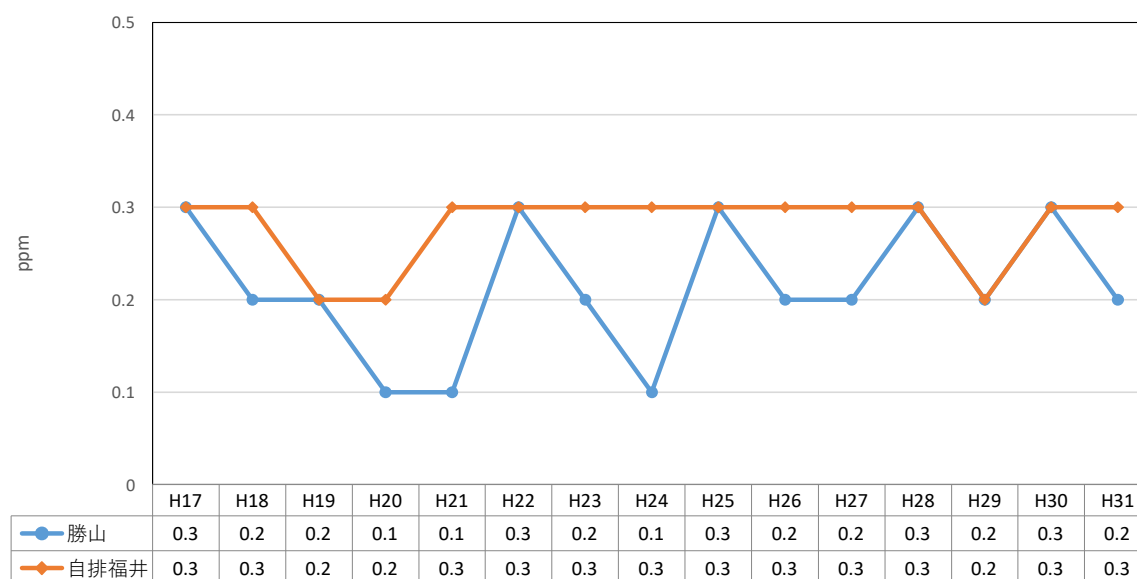
CO 1日平均値の最高値（環境基準 1日平均値 10ppm以下）

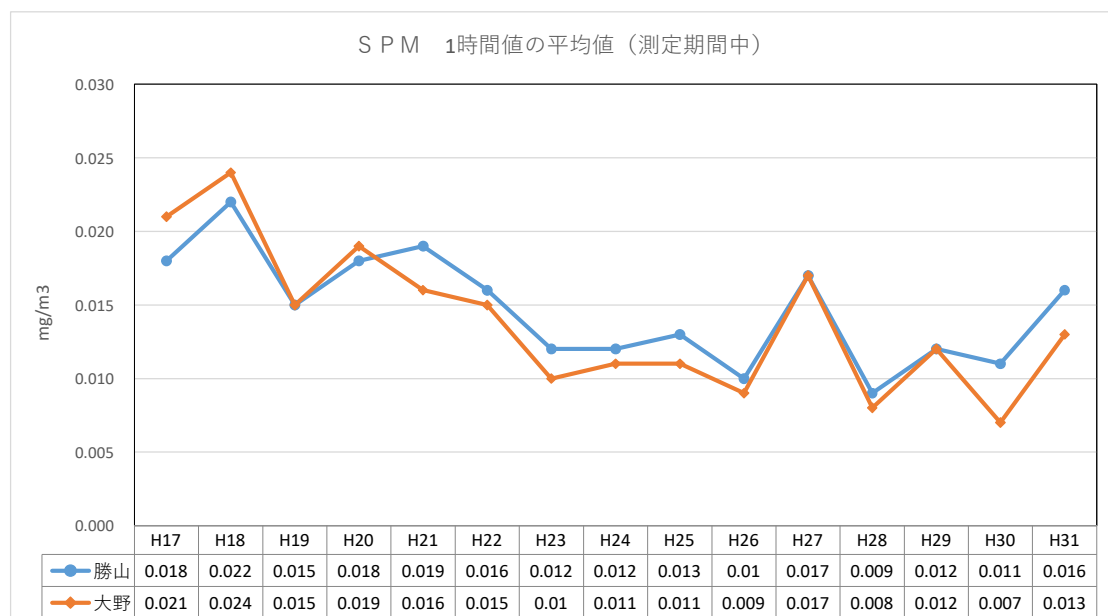
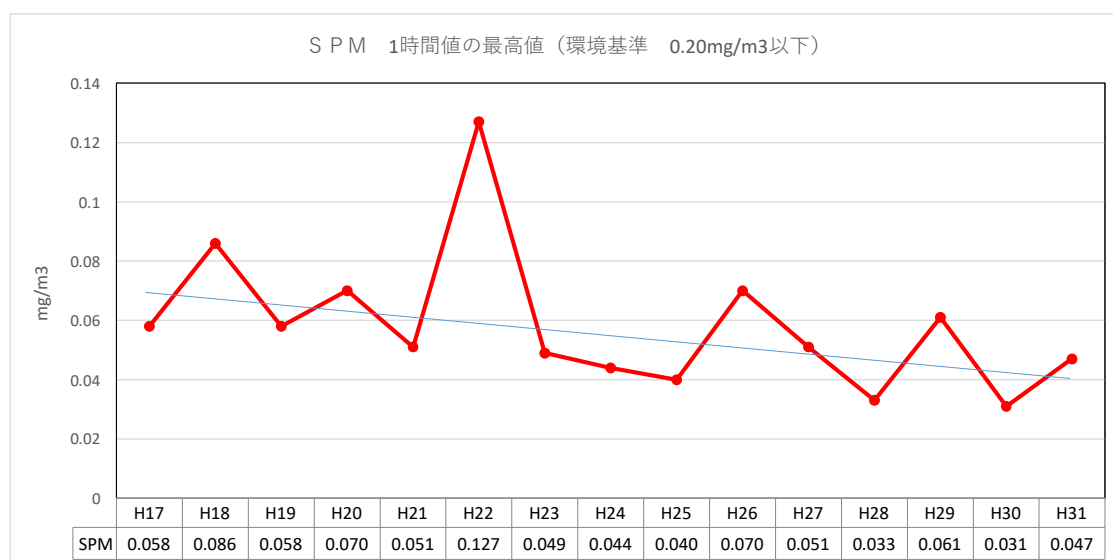
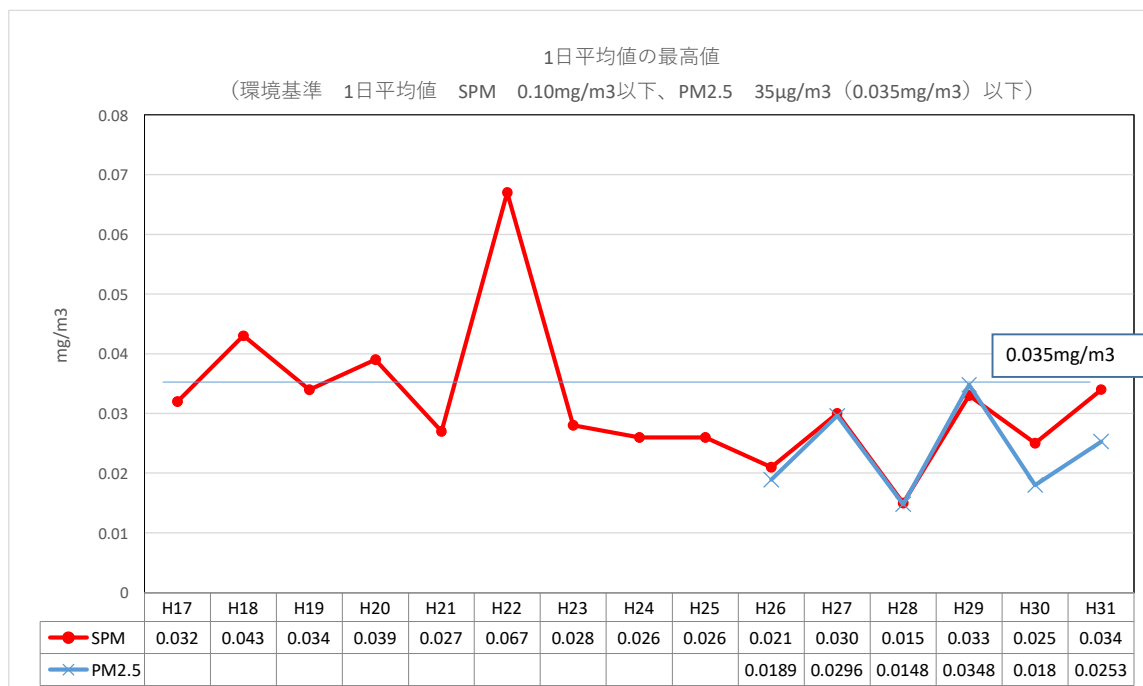


COの1時間値の最高値（1時間値の8時間平均値が20ppm以下）



C O 1時間値の平均値（測定期間中）





【表2-7】

項目別期間報

測定項目： 浮遊粒子状物質(SPM)

測定期間: 令和元年5月23日～令和元年6月24日

測定局: みどり号

測定場所: 勝山市

單位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

測定期間： 令和元年5月23日～令和元年6月24日																											
	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	24時	平均	最高	最低
2019/05/23														20	18	21	29	31	26	23	22	21	21	22		31	18
2019/5/24	21	22	19	22	19	22	22	25	27	29	24	30	23	18	12	17	28	34	35	36	30	29	27	24	25	36	12
2019/5/25	25	21	21	19	19	22	18	18	18	19	18	24	24	33	35	31	34	41	45	38	37	37	34	34	28	45	18
2019/5/26	31	30	30	31	29	29	31	33	29	28	31	39	41	41	42	41	34	29	30	33	29	32	34	33	33	42	28
2019/5/27	34	31	32	32	33	35	37	36	37	39	42	38	29	26	26	32	38	47	35	34	24	34	31	29	34	47	24
2019/5/28	23	23	20	22	21	18	17	14	15	38	7	8	5	1	3	3	4	11	6	5	6	9	5	7	12	38	1
2019/5/29	7	8	6	8	9	15	11	6	10	5	8	10	8	10	8	8	7	6	9	8	5	5	6	7	8	15	5
2019/5/30	7	8	6	8	8	6	7	7	9	8	4	5	5	8	11	11	13	13	15	16	13	13	11	10	9	16	4
2019/5/31	10	11	13	11	15	13	14	14	16	19	17	18	20	18	17	15	15	16	16	18	19	17	17	18	16	20	10
2019/6/1	18	19	18	17	16	17	16	21	18	15	15	15	14	15	13	18	17	16	16	14	16	15	14	13	16	21	13
2019/6/2	11	14	12	13	15	12	15	15	18	16	18	20	19	20	21	21	25	25	25	22	20	21	21	23	18	25	11
2019/6/3	22	21	20	20	19	18	19	17	14	14	11	12	10	14	13	15	13	13	15	16	14	15	13	13	15	22	10
2019/6/4	13	13	12	13	12	14	15	15	14	14	13	16	14	15	20	17	18	17	18	15	16	19	19	15	15	20	12
2019/6/5	19	19	17	18	19	17	20	20	20	19	18	18	19	18	17	18	18	18	19	17	16	26	26	33	20	33	16
2019/6/6	36	40	36	37	35	38	40	38	34	35	37	34	33	30	30	27	24	26	27	28	28	26	24	26	32	40	24
2019/6/7	24	25	22	22	23	21	22	20	16	18	16	10	12	7	8	6	5	5	4	4	5	7	7	8	13	25	4
2019/6/8	9	9	5	2	3	4	2	2	3	4	4	3	6	8	9	11	14	14	13	11	11	9	9	12	7	14	2
2019/6/9	11	13	14	14	13	13	14	13	13	14	12	13	11	11	13	12	16	16	17	17	18	14	13	13	14	18	11
2019/6/10	13	13	9	12	6	8	8	9	15	10	13	13	9	9	10	7	7	9	8	9	11	11	12	12	10	15	6
2019/6/11	10	10	12	12	10	7	10	11	12	8	11	9	15	13	12	13	10	11	10	7	11	12	10	11	11	15	7
2019/6/12	12	12	12	13	11	10	12	13	12	10	9	10	7	8	7	5	5	5	7	9	6	7	6	8	9	13	5
2019/6/13	7	8	7	7	7	9	10	10	7	8	8	8	13	14	11	12	14	13	16	15	17	19	16	18	11	19	7
2019/6/14	14	15	15	17	12	12	17	11	12	11	12	11	8	14	11	9	7	9	9	9	9	7	5	4	11	17	4
2019/6/15	3	4	4	5	3	2	4	3	5	6	6	6	4	5	12	5	10	9	11	9	7	2	4	3	6	12	2
2019/6/16	3	0	3	1	5	5	5	5	5	7	6	4	6	4	4	5	4	5	3	4	4	2	4	5	4	7	0
2019/6/17	9	9	11	7	6	7	8	9	8	11	7	9	9	9	9	7	8	9	9	9	6	7	6	9	8	11	6
2019/6/18	7	9	6	6	6	8	7	8	10	8	12	13	13	16	17	17	16	15	17	17	15	15	15	15	12	17	6
2019/6/19	13	17	16	16	14	16	18	16	22	21	22	17	22	21	26	27	26	29	26	30	25	27	26	28	22	30	13
2019/6/20	27	26	25	29	24	27	26	26	27	29	28	29	31	28	28	32	31	28	26	27	26	28	28	27	28	32	24
2019/6/21	26	24	24	20	18	18	18	18	15	17	34	37	36	33	30	28	35	36	41	27	22	26	27	22	26	41	15
2019/6/22	22	24	25	27	27	23	22	26	24	21	20	22	22	17	19	26	29	35	33	30	17	15	14	12	23	35	12
2019/6/23	13	9	10	10	7	11	10	11	10	8	10	10	9	11	9	10	10	8	9	7	7	8	8	8	9	13	7
2019/6/24	12	10	9	7	8	8	10	9	8																	12	7

期間平均	16	$\mu\text{g}/\text{m}^3$
------	----	--------------------------

【表2-8】

項目別期間報

測定項目: 微小粒子状物質(PM2.5)

測定局: みどり号

測定期間: 令和元年5月23日～令和元年6月24日

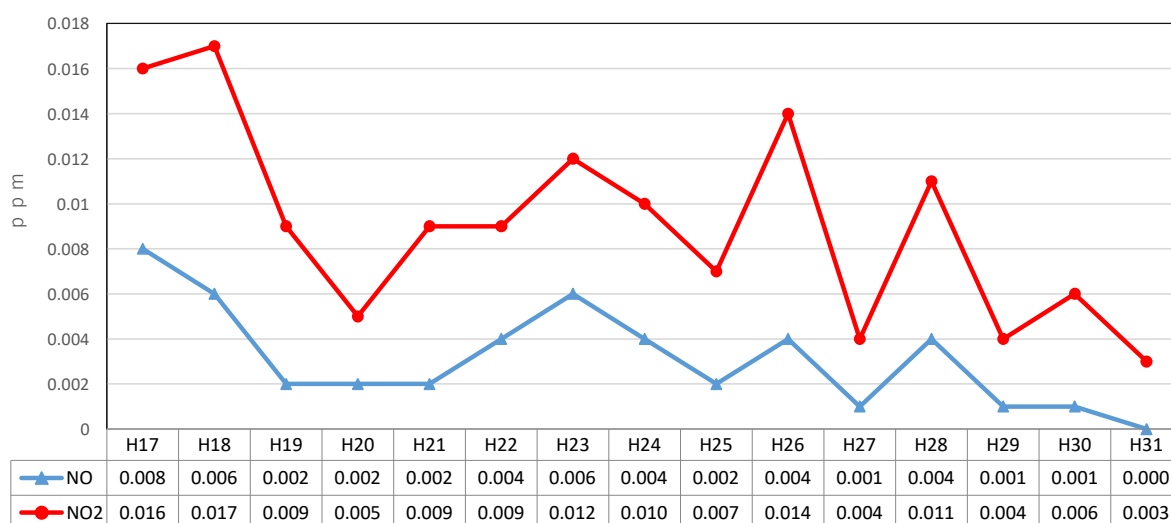
測定場所: 勝山市

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

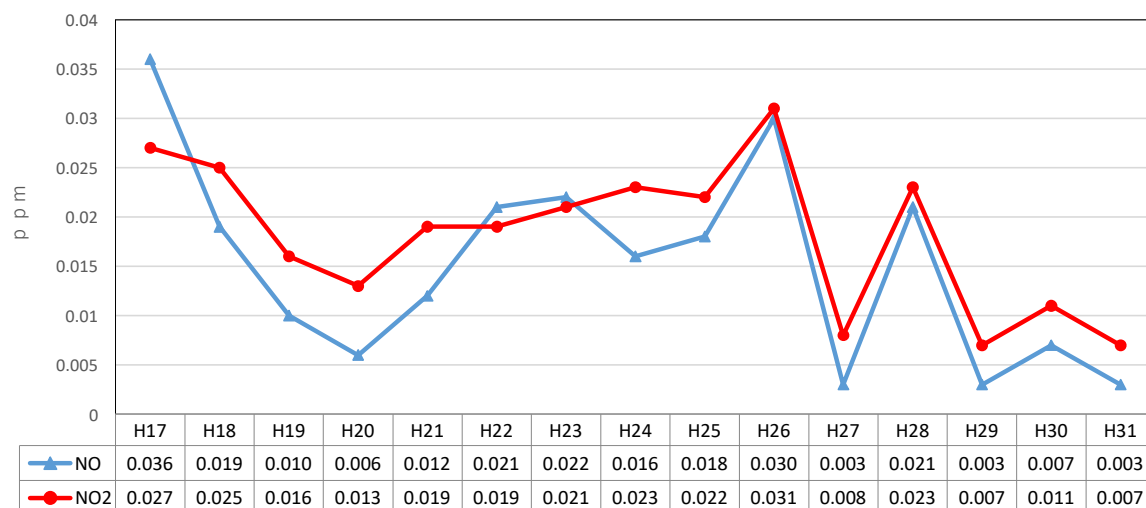
	測定時間		令和元年5月20日		令和元年5月21日		令和元年5月22日		令和元年5月23日		令和元年5月24日		令和元年5月25日		令和元年5月26日		令和元年5月27日		令和元年5月28日		令和元年5月29日		令和元年5月30日		令和元年5月31日		令和元年6月1日		令和元年6月2日		令和元年6月3日		令和元年6月4日		令和元年6月5日		令和元年6月6日		令和元年6月7日		令和元年6月8日		令和元年6月9日		令和元年6月10日		令和元年6月11日		令和元年6月12日		令和元年6月13日		令和元年6月14日		令和元年6月15日		令和元年6月16日		令和元年6月17日		令和元年6月18日		令和元年6月19日		令和元年6月20日		令和元年6月21日		令和元年6月22日		令和元年6月23日		令和元年6月24日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
--	------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

期間平均 11 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

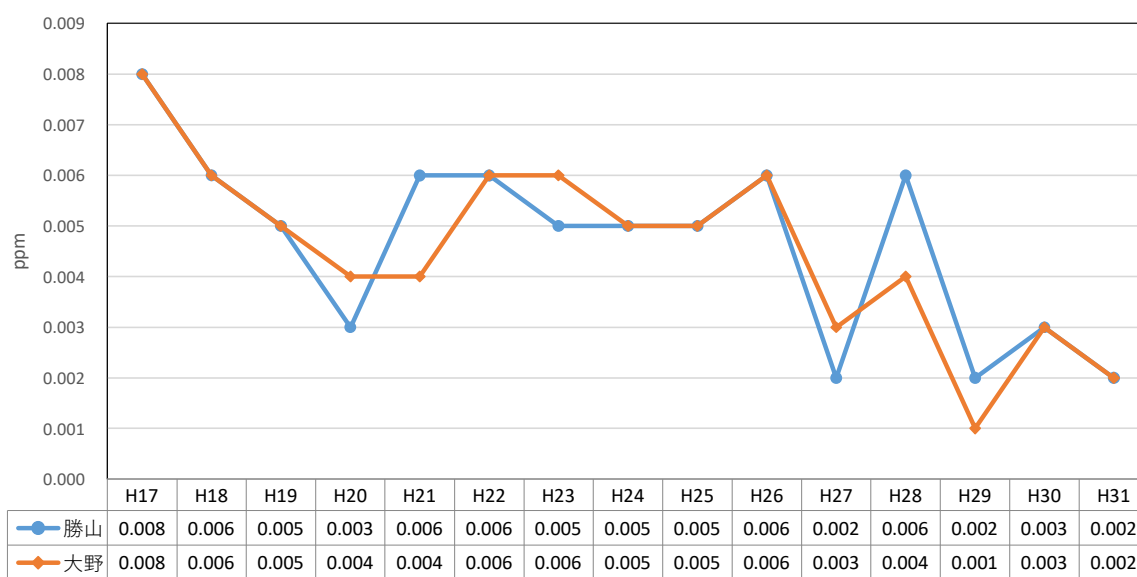
NO、NO₂ 1日平均値の最高値
 (環境基準 NO₂ 1日平均値 0.04ppm～0.06ppmの範囲内またはそれ以下)



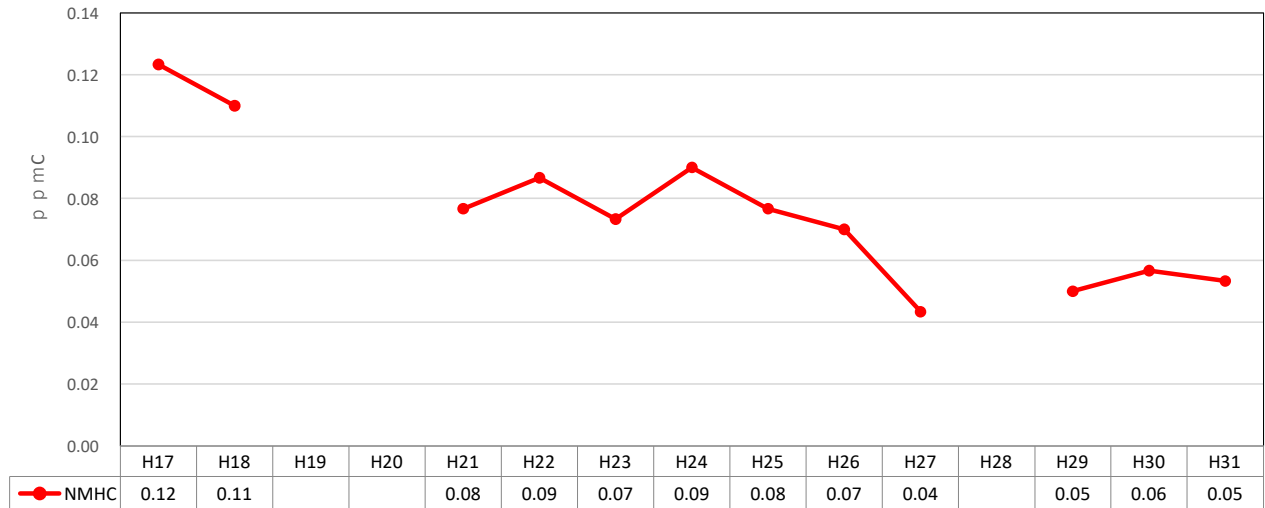
NO、NO₂の1時間値の最高値



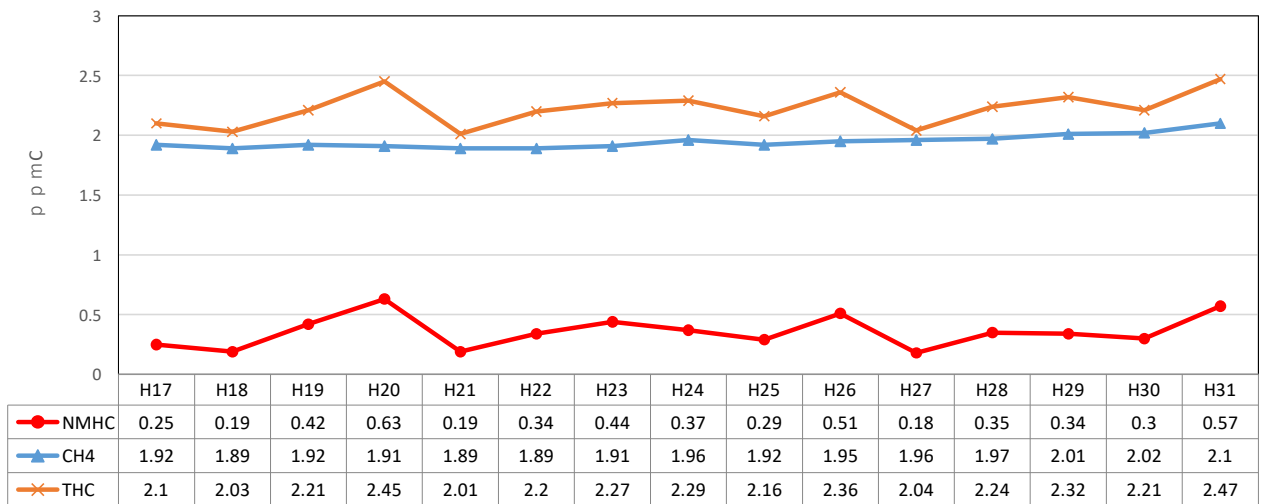
NO₂ 1時間値の平均値 (測定期間中)



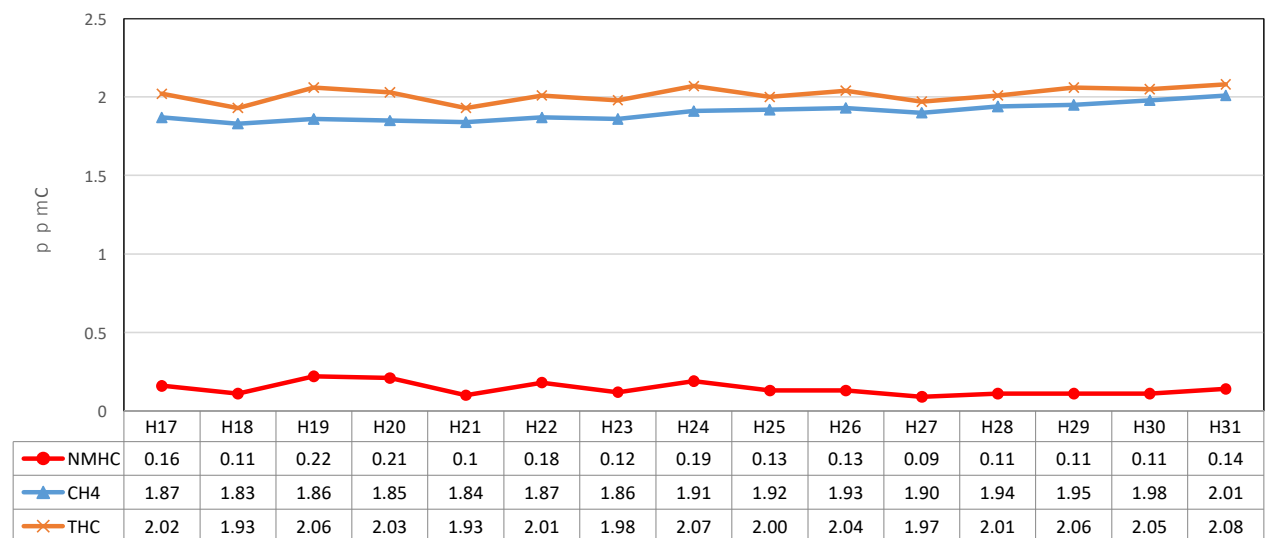
NMHC 午前6時から午前9時 3時間平均値
(指針値 午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmC)



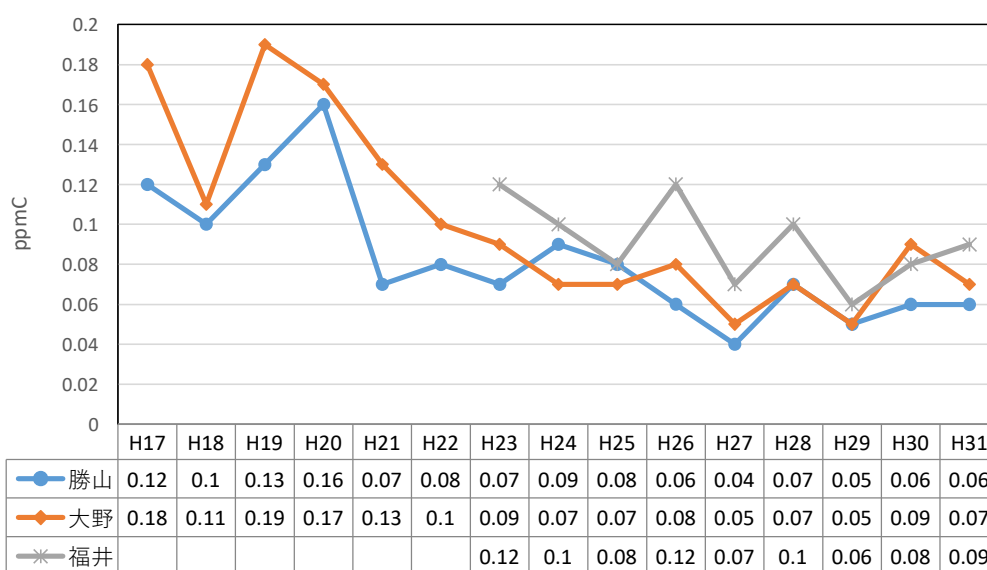
NMHC,CH4,THC 1時間値の最高値
(指針値 NMHC 午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmC)



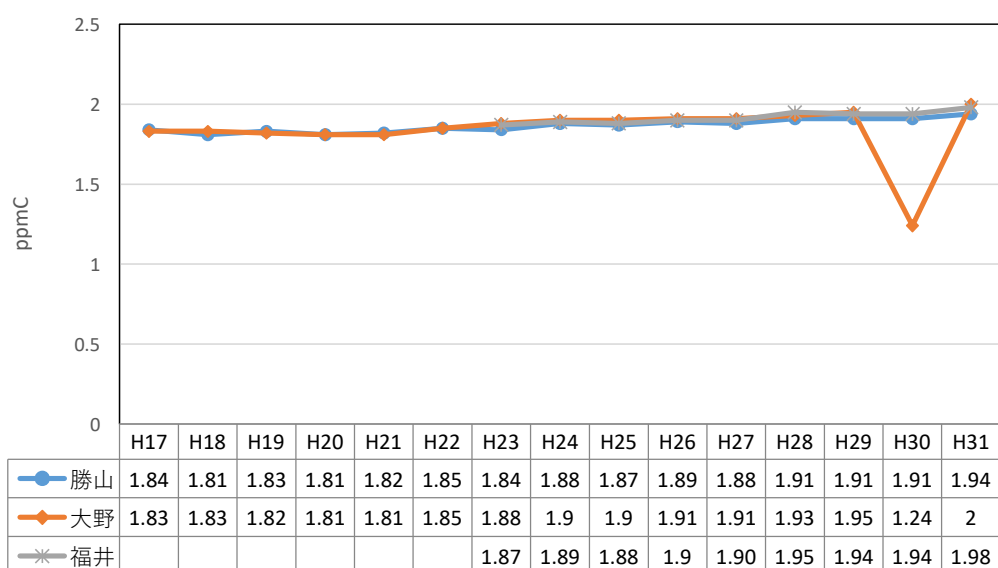
NMHC,CH4,THC 1日平均値の最高値



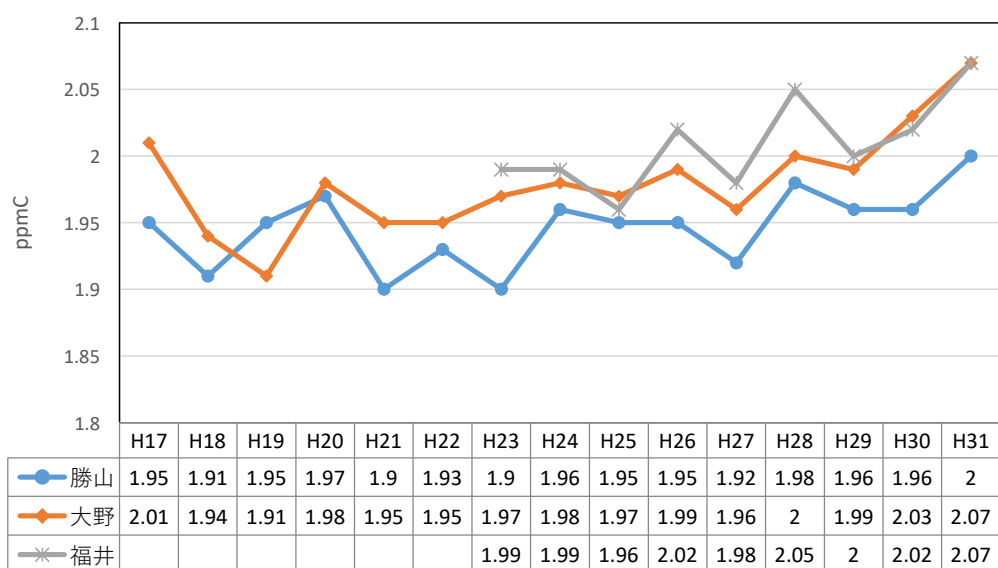
NMHC 1時間値の平均値（測定期間中）



CH4 1時間値の平均値（測定期間中）



THC 1時間値の平均値（測定期間中）



令和元年9月6日採取

下荒井用水取入口（九頭竜川） 健康項目

項 目		基 準 値	計量結果
1	カドミウム (mg/L)	0.003以下	0.0003 未満
2	全シアン (mg/L)	検出されないこと	0.01 未満
3	鉛 (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
4	六価クロム (mg/L)	0.05以下	0.01 未満
5	砒素 (mg/L)	0.01以下	0.005 未満
6	総水銀 (mg/L)	0.0005以下	0.0005 未満
7	アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと	0.0005 未満
8	PCB (mg/L)	検出されないこと	0.0005 未満
9	ジクロロメタン (mg/L)	0.02以下	0.002 未満
10	四塩化炭素 (mg/L)	0.002以下	0.0002 未満
11	1, 2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004以下	0.0004 未満
12	1, 1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1以下	0.002 未満
13	シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04以下	0.004 未満
14	1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)	1以下	0.1 未満
15	1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006以下	0.0006 未満
16	トリクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
17	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
18	1, 3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002以下	0.0002 未満
19	チウラム (mg/L)	0.006以下	0.0006 未満
20	シマジン (mg/L)	0.003以下	0.0003 未満
21	チオベンカルブ (mg/L)	0.02以下	0.002 未満
22	ベンゼン (mg/L)	0.01以下	0.001 未満
23	セレン (mg/L)	0.01以下	0.005 未満
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	10以下	0.4
25	ふっ素 (mg/L)	0.8以下	0.08
26	ほう素 (mg/L)	1以下	0.1 未満
27	1, 4-ジオキサン (mg/L)	0.05以下	0.005 未満

市内河川の水質検査 生活項目

	赤根橋				土布子橋				九頭竜川(下荒井用水取入口)			
	6月26日	9月10日	11月5日	3月2日	6月26日	9月10日	11月5日	3月2日	6月26日	9月10日	11月5日	3月2日
pH	6.9	6.8	6.8	6.9	7.2	7.2	7.1	7.3	7	7	7	6.9
BOD (mg/L)	0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.6	0.6	<0.5	<0.5
SS (mg/L)	4	2	<1	2	2	2	<1	<1	4	<1	<1	2
大腸菌群数 (MPN/100mL)	23000	23000	1300	3300	13000	4900	790	490	4900	13000	3300	790
	九頭竜川(大渡用水取入口)				九頭竜川(勝山橋)				九頭竜川(市荒川大橋)			
	6月26日	9月10日	11月5日	3月2日	6月26日	9月10日	11月5日	3月2日	6月26日	9月10日	11月5日	3月2日
pH	7.3	7	7	7.2	7.4	7.3	7.3	7.4	7.4	7.3	7.2	7.2
BOD (mg/L)	<0.5	0.5	0.6	<0.5	0.5	0.6	0.5	<0.5	0.5	0.5	0.6	<0.5
SS (mg/L)	<1	1	2	<1	<1	<1	<1	1	2	1	<1	<1
大腸菌群数 (MPN/100mL)	490	1300	330	230	2300	4900	1700	330	2300	7900	7900	490

	滝波川(新保橋)				浄土寺川(浄化センター裏)			
	6月26日	9月10日	11月5日	3月2日	6月26日	9月10日	11月5日	3月2日
pH	7.7	7.5	7.4	7.2	7.4	7.2	7.2	7.2
BOD (mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	0.6	<0.5
SS (mg/L)	<1	1	<1	1	4	4	<1	1
大腸菌群数 (MPN/100mL)	3300	7900	1300	330	23000	33000	4900	1300

令和元年 9 月 2 日採取（井戸水）
水道水質検査

			下荒井 定点	下荒井 定点近辺	薬師神谷 定点
項 目			検査結果	検査結果	検査結果
1	一般細菌 (個/㎖)	100個/㎖以下	0	0	0
2	大腸菌	未検出	陰性	陰性	陰性
3	カドミウム及びその化合物 (mg/ℓ)	0.003以下	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物 (mg/ℓ)	0.0005以下	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物 (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物 (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物 (mg/ℓ)	0.05以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
9	亜硝酸態窒素 (mg/ℓ)	0.04以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/ℓ)	10以下	0.1	1.03	0.44
12	フッ素及びその化合物 (mg/ℓ)	0.8以下	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
13	ホウ素及びその化合物 (mg/ℓ)	1.0以下	0.22	0.43	0.02 未満
14	四塩化炭素 (mg/ℓ)	0.002以下	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
15	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	0.05以下	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
16	シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.04以下	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
17	ジクロロメタン (mg/ℓ)	0.02以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
18	テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
19	トリクロロエチレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	ベンゼン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
21	塩素酸 (mg/ℓ)	0.6以下	—	—	—
22	クロロ酢酸 (mg/ℓ)	0.02以下	—	—	—
23	クロロホルム (mg/ℓ)	0.06以下	—	—	—
24	ジクロロ酢酸 (mg/ℓ)	0.03以下	—	—	—
25	ジブロモクロロメタン (mg/ℓ)	0.1以下	—	—	—
26	臭素酸 (mg/ℓ)	0.01以下	—	—	—
27	総トリハロメタン (mg/ℓ)	0.1以下	—	—	—
28	トリクロロ酢酸 (mg/ℓ)	0.03以下	—	—	—
29	ブロモジクロロメタン (mg/ℓ)	0.03以下	—	—	—
30	ブロモホルム (mg/ℓ)	0.09以下	—	—	—
31	ホルムアルデヒド (mg/ℓ)	0.08以下	—	—	—
32	亜鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	1.0以下	0.01	0.01 未満	0.01
33	アルミニウム及びその化合物 (mg/ℓ)	0.2以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
34	鉄及びその化合物 (mg/ℓ)	0.3以下	0.04	0.03 未満	0.03 未満
35	銅及びその化合物 (mg/ℓ)	1.0以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
36	ナトリウム及びその化合物 (mg/ℓ)	200以下	6	7	6
37	マンガン及びその化合物 (mg/ℓ)	0.05以下	0.035	0.005 未満	0.005 未満
38	塩化物イオン (mg/ℓ)	200以下	5.8	5.4	4.1
39	カルシウム・マグネシウム等 (硬度) (mg/ℓ)	300以下	52	51	31
40	蒸発残留物 (mg/ℓ)	500以下	93	103	82
41	陰イオン界面活性剤 (mg/ℓ)	0.2以下	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
42	ジェオスミン (mg/ℓ)	0.00001以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	2-メチルイソボルネオール (mg/ℓ)	0.00001以下	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
44	非イオン界面活性剤 (mg/ℓ)	0.02以下	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
45	フェノール類 (mg/ℓ)	0.005以下	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） (mg/ℓ)	3以下	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
47	pH値	5.8～8.6	7.1	6.8	6.6
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度 (度)	5度以下	0.6度	0.5度 未満	0.5度 未満
51	濁度 (度)	2度以下	0.2度	0.1度 未満	0.1度 未満

令和元年5月13日採取
本町（井戸水）水質調査

項 目		基 準 値	計量結果
1	カドミウム (mg/ℓ)	0.003以下	0.001 未満
2	全シアン (mg/ℓ)	検出されないこと	0.1 未満
3	鉛 (mg/ℓ)	0.01以下	0.005 未満
4	六価クロム (mg/ℓ)	0.05以下	0.04 未満
5	砒素 (mg/ℓ)	0.01以下	0.005 未満
6	総水銀 (mg/ℓ)	0.0005以下	0.0005 未満
7	アルキル水銀 (mg/ℓ)	検出されないこと	—
8	PCB (mg/ℓ)	検出されないこと	0.0005 未満
9	ジクロロメタン (mg/ℓ)	0.02以下	0.002 未満
10	四塩化炭素 (mg/ℓ)	0.002以下	0.0002 未満
11	1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	0.004以下	0.0004 未満
12	1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.1以下	0.002 未満
13	1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.04以下	0.004 未満
14	1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	1以下	0.0005 未満
15	1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	0.006以下	0.0006 未満
16	トリクロロエチレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満
17	テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.0005 未満
18	1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	0.002以下	0.0002 未満
19	チウラム (mg/ℓ)	0.006以下	0.0006 未満
20	シマジン (mg/ℓ)	0.003以下	0.0003 未満
21	チオベンカルブ (mg/ℓ)	0.02以下	0.002 未満
22	ベンゼン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満
23	セレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.002 未満
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	10以下	1.2
25	ふっ素 (mg/ℓ)	0.8以下	0.1 未満
26	ほう素 (mg/ℓ)	1以下	0.02 未満
27	クロロエチレン (mg/ℓ)	0.002	0.0002 未満
28	1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	0.05以下	0.0005 未満

吉本重建 水質検査

			地下水（上流側）	地下水（上流側）	地下水（下流側）	地下水（下流側）
			6月19日	11月14日	6月19日	11月14日
項 目	基 準 値		計量結果	計量結果	計量結果	計量結果
1 カドミウム (mg/L)	0.003以下		0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
2 全シアン (mg/L)	検出されないこと		不検出	不検出	不検出	不検出
3 鉛 (mg/L)	0.01以下		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
4 六価クロム (mg/L)	0.05以下		0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満
5 砒素 (mg/L)	0.01以下		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.006
6 総水銀 (mg/L)	0.0005以下		0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
7 アルキル水銀 (mg/L)	検出されないこと		不検出	不検出	不検出	不検出
8 PCB (mg/L)	検出されないこと		不検出	不検出	不検出	不検出
9 ジクロロメタン (mg/L)	0.02以下		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
10 四塩化炭素 (mg/L)	0.002以下		0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
11 1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004以下		0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満
12 1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1以下		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
13 1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04以下		0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
14 1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	1以下		0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
15 1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006以下		0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
16 トリクロロエチレン (mg/L)	0.01以下		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
17 テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01以下		0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
18 1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002以下		0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
19 チウラム (mg/L)	0.006以下		0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満
20 シマジン (mg/L)	0.003以下		0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
21 チオベンカルブ (mg/L)	0.02以下		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
22 ベンゼン (mg/L)	0.01以下		0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
23 セレン (mg/L)	0.01以下		0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
24 ふっ素 (mg/L)	0.8以下		0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
25 ほう素 (mg/L)	1以下		0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02
26 硝酸性窒素 (mg/L)	10以下		0.26	0.28	0.21	0.17
27 亜硝酸性窒素 (mg/L)	10以下		0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
28 1,4-ジオキサン (mg/L)	0.05以下		0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
29 クロロエチレン (mg/L)	0.002		0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満

不検出は、定量下限値未満を示す。

吉本重建 水質検査			浸透水	浸透水
			6月19日	11月14日
	項 目	基 準 値	検査結果	検査結果
有害物質関係	1 カドミウム (mg/ℓ)	0.003以下	0.0003 未満	0.0003 未満
	2 全シアン (mg/ℓ)	検出されないこと	不検出	不検出
	3 鉛 (mg/ℓ)	0.01以下	0.005 未満	0.005 未満
	4 六価クロム (mg/ℓ)	0.05以下	0.04 未満	0.04 未満
	5 砒素 (mg/ℓ)	0.01以下	0.005 未満	0.005 未満
	6 総水銀 (mg/ℓ)	0.0005以下	0.0005 未満	0.0005 未満
	7 アルキル水銀 (mg/ℓ)	検出されないこと	不検出	不検出
	8 PCB (mg/ℓ)	検出されないこと	不検出	不検出
	9 ジクロロメタン (mg/ℓ)	0.02以下	0.002 未満	0.002 未満
	10 四塩化炭素 (mg/ℓ)	0.002以下	0.0002 未満	0.0002 未満
	11 1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	0.004以下	0.0004 未満	0.0004 未満
	12 1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.1以下	0.002 未満	0.002 未満
	13 1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.04以下	0.004 未満	0.004 未満
	14 1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	1以下	0.0005 未満	0.0005 未満
	15 1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	0.006以下	0.0006 未満	0.0006 未満
	16 トリクロロエチレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満
	17 テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.0005 未満	0.0005 未満
	18 1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	0.002以下	0.0002 未満	0.0002 未満
	19 チウラム (mg/ℓ)	0.006以下	0.0006 未満	0.0006 未満
	20 シマジン (mg/ℓ)	0.003以下	0.0003 未満	0.0003 未満
	21 チオベンカルブ (mg/ℓ)	0.02以下	0.002 未満	0.002 未満
	22 ベンゼン (mg/ℓ)	0.01以下	0.001 未満	0.001 未満
	23 セレン (mg/ℓ)	0.01以下	0.002 未満	0.002 未満
	24 1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	0.05以下	0.005 未満	0.005 未満
	25 クロロエチレン (mg/ℓ)	0.002以下	0.0002 未満	0.0002 未満
生活項目	1 BOD (生物化学的酸素要求量) (mg/ℓ)	20以下	1.0 未満	1.0 未満
	2 COD (化学的酸素要求量) (mg/ℓ)	40以下	2.2	4.8
その他 (自主検査)	1 pH (水素イオン濃度)		7.4	7.6
	2 浮遊物質 (mg/ℓ)		4.1	16
	3 大腸菌群数 個/cm ³		30 未満	950
	4 /ルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉍油類含有量) (mg/ℓ)		0.5 未満	0.5 未満
	5 /ルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) (mg/ℓ)		0.5 未満	0.5 未満
	6 フェノール類含有量 (mg/ℓ)		0.01 未満	0.01 未満
	7 銅含有量 (mg/ℓ)		0.01 未満	0.01 未満
	8 亜鉛含有量 (mg/ℓ)		0.01 未満	0.01 未満
	9 溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)		0.1 未満	0.1 未満
	10 溶解性マンガン含有量 (mg/ℓ)		0.05 未満	0.05 未満
	11 クロム含有量 (mg/ℓ)		0.02 未満	0.02 未満
	12 アンモニア性窒素 (mg/ℓ)		0.1 未満	0.1 未満
	13 有機リン (mg/ℓ)		不検出	不検出
	14 ふっ素 (mg/ℓ)		0.1 未満	0.1 未満
	15 ほう素 (mg/ℓ)		0.02 未満	0.02 未満
	16 硝酸性窒素 (mg/ℓ)		0.17	0.63
	17 亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)		0.01 未満	0.01 未満

不検出は、定量下限値未満を示す。